

全国児童福祉主管課長会議資料

平成20年2月22日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

目 次

(予算案の概要)

平成20年度雇用均等・児童家庭局予算(案)の概要	1
--------------------------	---

(総務課関係)

1 総合的な少子化対策の推進について	
(1) 児童福祉法・次世代育成支援対策推進法等の見直しについて	11
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて	14
2 地域の子育て支援の推進について	
(1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について	15
(2) 地域における子育て支援拠点の拡充について	15
3 児童虐待防止対策について	
(1) 改正児童虐待防止法の施行等について	17
(2) 子どもを守る地域ネットワークの機能強化について	18
(3) 児童相談所等の体制強化について	19
(4) 児童相談に携わる職員の研修について	21
(5) 啓発活動について	21
4 児童福祉施設等の整備及び運営等について	
(1) 児童福祉施設等の整備について	22
(2) 児童福祉施設等の運営について	23
(3) 社会福祉施設の防災対策について	30
(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	33
5 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について	
(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について	34
(2) 措置費等の施設運営費の適正化について	35
(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について	35

(家庭福祉課関係)

1	社会的養護体制の拡充について	
(1)	社会的養護体制の拡充の方向について	36
(2)	里親制度の拡充等について	38
(3)	児童福祉施設等におけるケアの充実について	40
(4)	施設を退所した子ども等への支援について	41
(5)	入所している子どもの権利擁護について	43
(6)	児童自立支援施設における学校教育の実施等について	43
2	児童養護施設等の整備について	45
3	総合的な母子家庭等自立支援策の展開について	
(1)	児童扶養手当について	46
(2)	母子家庭の母の就業支援策の充実・強化について	47
(3)	平成20年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について	50
(4)	養育費相談支援について	50
(5)	母子寡婦福祉貸付金について	51
4	配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について	
(1)	婦人相談所等における体制強化について	52
(2)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等に基づく DV被害者への支援の充実について	53
(3)	人身取引被害者の保護について	55

(育成環境課関係)

1	「放課後子どもプラン」について	
	(1)「放課後子どもプラン」の着実な推進について	56
	(2)放課後児童クラブの必要な全小学校への設置促進等について	57
	(3)放課後児童クラブ利用者の多様なニーズへの対応について	58
2	放課後児童クラブガイドラインについて	
	(1)放課後児童クラブガイドラインの活用について	60
	(2)放課後児童クラブの運営状況等の把握・情報提供について	60
3	児童厚生施設等の設置運営について	
	(1)児童厚生施設等整備費の国庫補助について	61
	(2)児童館、児童センターの機能強化について	61
4	児童育成事業推進等対策事業の活用について	
	(1)平成20年度国庫補助協議について	63
	(2)取組事例集の作成等について	63
5	乳幼児と年長児童のふれあいの促進について	63
6	児童委員及び主任児童委員について	
	(1)児童委員及び主任児童委員の積極的な活用について	64
	(2)個人情報の取り扱いについて	65
	(3)委嘱手続きの簡素化及び迅速化	65
7	母親クラブ等の地域組織活動の活性化について	65
8	児童福祉週間について	
	(1)趣旨について	66
	(2)児童福祉週間の標語について	66
	(3)児童福祉週間の事業展開について	66
9	子育て支援関連情報の適切な提供について	67
10	児童手当について	67
	(関連資料1)両事業の一本化に向けた議論	68
	(関連資料2)児童ふれあい交流事業の推進のための連携イメージ	69

(保育課関係)

- 1 待機児童解消に向けた取組について
 - (1) 待機児童ゼロ作戦の推進について 70
 - (2) 児童福祉法に基づく保育計画について 70
 - (3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について 71

- 2 多様な保育サービスの推進について
 - (1) 病児・病後児保育事業の再編について 71
 - (2) 家庭的保育事業について 72
 - (3) 地域保育資源活用事業について 72

- 3 認定こども園の実施状況等について 73

- 4 保育所の規制緩和等について
 - (1) 規制改革会議・地方分権改革について 74
 - (2) 構造改革特区について 74
 - (3) 保育所の民営化について 75

- 5 保育所の入所について
 - (1) 保育所入所の円滑化について 76
 - (2) 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて 76
 - (3) 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について . 77
 - (4) 保育所の費用徴収制度の取扱いについて 78
 - (5) 保育所に関する情報提供について 79

- 6 保育所保育指針の改定について 79

- 7 保育所等における事故防止等について
 - (1) 保育所等における事故防止について 80
 - (2) 保育所の耐震化の促進について 80
 - (3) 認可外保育施設に対する指導監督について 81

(母子保健課関係)

1 周産期医療体制の充実について	
(1) NICU長期入院児の支援策について	83
(2) 周産期医療ネットワークの充実等について	84
(3) 健やかな妊娠・出産等サポート事業について	84
2. 子どもの心の問題等への対応について	86
3. 妊婦健康診査等について	
(1) 妊婦健康診査への公費負担について	87
(2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について	87
4. 「健やか親子21」について	
(1) 「健やか親子21」の指標などについて	88
(2) 健やか親子21全国大会	89
(3) マタニティマークについて	89

(そ の 他)

平成20年度児童福祉関係主要会議等予定表	90
----------------------	----

(予算案の概要)

平成20年度 雇用均等・児童家庭局 予算（案）の概要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づき施策の拡充に努めるとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成19年12月）等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

特に、上記議論においても、最優先の課題とされた働き方の改革による仕事と生活の調和の実現に向け、企業の取組に対する支援を行うとともに、策定された「憲章」及び「行動指針」について広く周知し、社会的気運の醸成・意識改革を図りながら一層の取組を推進する。

また、パートタイム労働者の均衡待遇確保や男女雇用機会均等の更なる推進などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《 主要事項 》

◎ 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1 地域の子育て支援の推進 | 6, 828億円 |
| 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 | 849億円 |
| 3 母子家庭等自立支援対策の推進 | 1, 723億円 |
| 4 母子保健医療の充実 | 199億円 |

◇ 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現 86億円

◎ 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1 持続的なキャリア形成の実現 | 6.4億円 |
| 2 パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 | 9.6億円 |
| 3 男女雇用機会均等の更なる推進 | 1.9億円 |

○ 雇用均等・児童家庭局 予算（案）の状況

	19年度予算額	20年度予算(案)	伸び率
局 合 計	9,327億円	9,636億円	3.3%
一 般 会 計	8,809億円	9,047億円	2.7%
特 別 会 計	518億円	589億円	13.7%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	392億円	458億円	16.8%
労働保険特別会計	127億円	132億円	4.1%
労災勘定	9億円	8億円	▲7.8%
雇用勘定	118億円	124億円	5.0%

※計数は、それぞれ四捨五入しており、端数により合計と合致しないものがある。

(参考)

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の実現のため、企業や自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の一層の推進等について、次期通常国会に次世代育成支援対策推進法、児童福祉法の改正法案を提出予定。
- また、費用分担等を含む具体的な制度設計について、税制改正の動向を踏まえつつ、引き続き議論する予定。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《659, 375百万円 → 682, 813百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 68, 422百万円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 37, 500百万円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに、子どもを守る地域ネットワークの機能強化や、子育て支援の意識の醸成に向けた地域における仕事と生活の調和を推進する。

【対象となる主な事業】

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(新規)

市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

・地域における仕事と生活の調和推進事業(新規)

企業も含めた関係機関等が連携・協働し、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行う。

・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・育児支援家庭訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトを実施する。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

・延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

○ 地域における子育て支援拠点の拡充 10,088百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。

19年度	20年度
6,138か所	7,025か所

○ 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 173百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

○ 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実

(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金))

13,716百万円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を推進する。

(参考)平成19年度補正予算において、児童の安全確保のための耐震化整備を実施する。(51億円)

(2) 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 390,521百万円

○ 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

341,782百万円

・民間保育所整備

各市町村における整備計画に基づく民間保育所の整備を推進する。(次世代育成支援対策施設整備交付金(13,716百万円)の内数)

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

○ 多様な保育サービスの提供 48,739百万円

延長保育、病児・病後児保育、一時保育、特定保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを推進し、あわせて地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組を進めるとともに、家庭的保育事業(保育ママ)の充実を図る。

(3) 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

18,694百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図り、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する。

○ 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や多様なニーズ等に対応できる弾力的なサービスを提供するための支援措置を図る。

・ソフト面での支援

夏休み等の長期休業期間等における開所延長を促進する加算制度の充実や、必要なすべてのクラブへの障害児の受入体制の強化を図る。

・ハード面での支援

新たに施設を設置する際の創設か所の増を図るとともに、創設費及び改修費等の設置(実施)主体を市町村以外の者でも設置(実施)できるよう主体制限を緩和する。

(4) 児童手当国庫負担金

256,392百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《82,093百万円 → 84,871百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

80,391百万円

○ 発生予防対策の推進

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業の全国展開に向け推進を図る。

（次世代育成支援対策交付金（37,500百万円）の内数）

○ 早期発見・早期対応体制の充実

子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、都道府県等が実施する研修の対象にネットワークのコーディネーターを加えるとともに、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,329百万円）の内数）

（次世代育成支援対策交付金（37,500百万円）の内数）

○ **社会的養護体制の拡充** 79,867百万円

・ **里親制度の拡充**

社会的養護体制の見直しの一環として、里親手当を引き上げるとともに、新規里親の掘り起こし、受託里親の支援等の業務を総合的に実施するための事業を創設する。

・ **児童福祉施設の支援の充実**

児童福祉施設における小規模ケアの推進や看護師の配置など施設ケアの充実を図るとともに、学習指導費加算の拡充などの支援の充実を図る。

・ **施設退所者等への支援の充実**

施設を退所した児童等の就業・生活支援などを行うことにより地域生活を支援するモデル事業を実施する。

(2) **配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進**

4,480百万円

婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実等を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《166,177百万円 → 172,301百万円》

(1) **母子家庭等の総合的な自立支援の推進** 7,951百万円

○ **自立のための就業支援等の推進** 2,305百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、高等技能訓練促進費事業において、従来の修業支援手当に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給する仕組み（入学支援修了一時金）を創設し、母子自立支援プログラム策定事業において就職準備支援コースを創設するとともに、指定都市や中核市以外の市等においても就業支援や生活支援を行う事業を実施するなど支援措置の充実を図る。

※ 高等技能訓練促進費事業の修業支援手当（月額）については、平成20年度入学者から市町村民税非課税世帯103,000円、課税世帯51,500円とし、入学支援修了一時金については、平成20年度入学者から支給することとし、その額は市町村民税非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円とする。

○ **養育費確保策の推進** 68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

164,351百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の技能習得に係る生活資金等の償還期限の緩和を図る。

※ 児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、受給者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者を除き、一部支給停止は行わない。

4 母子保健医療の充実

《19,546百万円 → 19,924百万円》

(1) 母子保健医療対策の総合的な推進

4,782百万円

○ 周産期医療体制等の推進

周産期医療体制の整備を進めるとともに、NICUに長期入院している児童について望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るためのコーディネーターを配置する。

また、NICUから在宅への移行支援などの健やかな妊娠・出産等をサポートする先駆的な取組に対する助成を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(4,782百万円)の内数)

○ 子どもの心の診療拠点病院の整備(新規)

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(4,782百万円)の内数)

(2) 不妊治療等への支援

14,301百万円

特定不妊治療費助成事業、小児慢性特定疾患治療研究事業及び未熟児養育医療費の給付等を実施する。

(特定不妊治療費助成事業については、母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(4,782百万円)の内数)

◇ 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現

《 7, 962 百万円 → 8, 607 百万円 》

(1) 企業における次世代育成支援の取組の一層の推進 48 百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、事業主に対する相談・援助を実施し、中小企業における一般事業主行動計画の策定、届出を促進するとともに、多くの事業主が認定を目指して取組を行うよう一層の周知・啓発に取り組む。

(2) 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進 8, 485 百万円

○ 育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充 88 百万円

小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成措置を創設するとともに、短時間勤務にかかる雇用管理のノウハウ習得に向けた取組への助成など中小企業における短時間勤務制度の導入・利用に対する重点的な支援を行う。

○ 事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進 4, 012 百万円

従業員のために事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡充する。

○ 男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進（新規） 17 百万円

育児期の男性が仕事と家庭が両立可能な働き方を設計・実践するためのハンドブックを作成、配布し、男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発を促進する。

(3) テレワークの普及促進 74 百万円

テレワークを含めた在宅就業の適正化を推進するため、在宅就業の実態把握を行い、必要な施策の検討を行う。

公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

1 持続的なキャリア形成の実現

《649百万円 → 643百万円》

(1) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備 624百万円

企業が行う人事管理制度、能力評価制度の見直しを含む雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上など、女性の就労継続のための環境整備の取組への支援を行う。

(2) 女性の起業に対する支援の実施 19百万円

女性起業家向けのメンター紹介サービス事業を実施するとともに、女性向けの起業についての総合的専用サイトの活用を図る。

2 パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進

《883百万円 → 964百万円》

○ 改正パートタイム労働法に基づく均衡待遇確保のための事業主支援の充実 964百万円

改正パートタイム労働法の内容の周知徹底及び指導等を行うとともに、均衡待遇推進コンサルタントの配置によるアドバイス、先進事例の収集・提供や助成金の支給による事業主支援を行う。また、支援サイトの開設等を行うことにより、短時間正社員制度導入の促進を図る。

3 男女雇用機会均等の更なる推進

《216百万円 → 187百万円》

○ 職場における男女雇用機会均等の推進 187百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。また、欧米諸国に比べ依然として大きい我が国の男女間の平均賃金格差の生成要因について研究を行う。

少 子 化 対 策 の 総 合 的 推 進

【少子化社会対策関連予算案（厚生労働省分）】

1兆3,452億円（19年度 1兆2,984億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成19年12月）等を踏まえ、仕事と生活の調和の実現、地域子育て支援の推進、児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実、母子家庭等自立支援対策の推進、母子保健医療の充実などの少子化対策を総合的に推進する。

1. 仕事と生活の調和の実現 **147億円**

- 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進 25億円
 - ・社会的気運の醸成に向けた取組の推進や職場意識の改善に取り組む中小企業への助成措置の創設
- 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進 104億円
 - ・育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充や事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進、マザーズハローワーク事業の充実

2. 地域の子育て支援の推進 **6,828億円**

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 684億円
 - ・企業を含めた地域ぐるみの子育て支援の推進や子育て支援拠点の拡充
- 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,905億円
 - ・保育所の受入れ児童数を拡大するとともに、病児・病後児保育、家庭的保育事業の充実など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実
- 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 187億円
 - ・放課後児童クラブの必要なすべての小学校区における実施

3. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 **849億円**

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 804億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークの機能強化、里親手当の充実や児童養護施設における小規模ケアの推進等社会的養護体制の拡充

4. 母子家庭等自立支援対策の推進 **1,723億円**

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 80億円
 - ・母子家庭に対する就業支援等の一層の推進
- ※ 児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者を除き、行わない。

5. 母子保健医療の充実 **278億円**

- 産科・小児科医療の確保 84億円
 - ・産科医療機関への支援、周産期医療提供体制の充実及び小児救急医療等の推進
 - ・子どもの心の問題に対応するための診療拠点病院の整備

※. 地方財政措置による対策

- ・少子化対策本部の設置など総合的な少子化対策の推進体制の整備

(総務課関係)

1. 総合的な少子化対策の推進について

(1) 児童福祉法・次世代育成支援対策推進法等の見直しの検討について

政府においては、官房長官の下に設置された『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議において、昨年2月より総合的な少子化対策について検討を進めてきたところであり、昨年12月には、「就労」と「結婚・出産・育児」の二者択一状況を解決するために、「働き方の改革による仕事と生活調和の実現」と「新たな次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする重点戦略をとりまとめたところ。

この重点戦略を踏まえ、新たな次世代育成支援対策の枠組みについて速やかに検討を進めることとする一方、当面取り組むべき課題について、今通常国会に児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正法案を提出する準備を進めているところである。法案の主な内容としては、

- ・ 家庭的保育事業や、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援に関する事業の法定化
- ・ 養子縁組を前提としない養育里親制度の制度化など、要保護児童を家庭的な環境で養育する体制の充実
- ・ 次世代育成支援対策推進に基づく地域行動計画について、行動計画策定指針において、保育等のサービスについての参酌標準を設けるといった事項が盛り込まれる予定である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容(案)

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け(平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業(仮称)について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け(平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の住宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年1月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業(仮称)の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備(平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

(1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内に施行)

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定めるもの者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み (乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業)

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出(※事後)
(事業開始から1ヶ月以内)

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
 - ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出(※事前)

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

都道府県知事は、

- ・事業者が命令・処分違反した場合
 - ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業)については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

市町村及び都道府県の行動計画については、5年ごとに策定するものとされており、平成22年度からの後期計画については、前期の行動計画について必要な見直しを平成21年度までに行った上で、策定することが必要であるとされている（行動計画策定指針）。

後期行動計画については、ニーズ調査の結果や、①仕事と生活の調和憲章及び行動指針（数値目標等）、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容として、②女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上での各市町村におけるサービス必要量を見込んだ計画的基盤整備や③利用者の視点に立った点検・評価等の新たな視点や、前期計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえて、そうした内容に対応したニーズ調査を実施し、策定に向けた準備を進める必要がある。

また、策定に際しては、利用者満足度や成果指標など、サービスの利用者、子育て当事者、子育て支援団体等、市民が主体となって評価軸を考える仕組みを誘導し、行動計画の企画段階からの住民の参画を促進するなど多様な主体による参画・協働を進めていくことが重要である。

なお、前期計画策定時の例を参考に、関連資料に20年度及び21年度に想定されるスケジュールをお示ししているが、22年度からの後期計画施行を念頭に置くと、21年度は計画の改定作業が中心となるものと想定され、現状分析やニーズ調査の実施など準備的な作業については、平成20年度中に着手することが必要になってくるものと考えている。

厚生労働省としては、今後、計画策定の手引きや行動計画策定指針の改正作業を進めるとともに、社会保障審議会少子化対策特別部会における議論の内容等の新しい動向について、適宜情報提供するなど、自治体の計画改定作業に向けた支援を積極的に実施していくこととしている。

各都道府県におかれては、準備に遺漏がないようお願いするとともに、管内市町村への指導・支援について、特段のご配慮をお願いしたい。

(その他)

特定事業主行動計画については、次世代法の見直しにおいて、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況の公表義務化について準備中である。

一般事業主の取組を促進するためにも、国や地方公共団体が率先して対応していかなければならないものと考えているが、一部の市町村においては、特定事業主行動計画そのものが未策定の状況にもあることから、各都道府県におかれては、管内市町村への指導についても、併せてお願いしたい。

2. 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

20年度の新規事業として次の2事業を実施することとしている。

① 地域における仕事と生活の調和推進事業

子育て支援に関して、行政、子育て支援団体、子育て当事者のみならず、企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の企画・検討・実施、及び情報発信・PRを行った場合にポイントの配分を行うこととしている。

事業内容等については、別冊資料2のとおり予定しているので積極的な実施をお願いしたい。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性の向上を図る取組、地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等）が連携を図る取組を行った場合にポイントの配分を行うこととしている（別冊資料3）。

また、「地域における仕事と生活の調和推進事業」は平成20年度限りの事業、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は平成22年度までの3年間であるのでご承知願いたい。

なお、20年度も引き続き実施することとしている特定事業（生後4か月までの全戸訪問事業他4事業）、へき地保育事業及び家庭支援推進保育事業のポイントの変更は予定していない。

それ以外の具体的内容は、追って連絡させていただく。

各都道府県におかれては、管内市町村への周知等よろしく願いたい。

(2) 地域における子育て支援拠点の拡充について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、今通常国会に提出予定の児童福祉法等の一部を改正する法律案においては、地域子育て支援拠点事業について、一定の質を担保する仕組みを設けつつ、事業の普及促進を図っていくという趣旨で、法律上の事業として位置付けることとしている。

法案においては、児童福祉法改正に併せて、社会福祉法を改正し、第2種社会福祉事業に位置づけ、社会福祉法上の事業開始・指導監督等質の担保を図る規定や消費税等の非課税措置の対象とすることも予定しているところである。施行時期は、平成21年度からを予定している。

本事業については、国、都道府県、市町村が円滑な事業実施のためにそれぞれの役割や機能を効果的に活かし、連携・協力しながら推進を図っていく必要があるが、実施主体である市町村においては、場の確保、人材や団体の把握・育成、事業とのマッチングやコーディネート等に関する取組を推進し、地域のニーズに十分対応できるようにしていただきたい。

また、都道府県においても、管内市町村と連携・協力をしていただくとともに、人材の養成・資質向上や管内ネットワークの構築等のための取組を積極的に推進していただきたい。

加えて、本事業に関わるスタッフや地方自治体等関係者を対象とした全国及び地方セミナーを来年度も開催する予定であるが、本年度の状況をみると、行政関係者の参加が少なく、参加者からも行政関係者との意見交換等を望む声が多く聞かれたことから、こうした子育て支援関係の研修やセミナー等に積極的にご参加いただき、子育て支援の実情や現場ニーズの把握、関係者との交流等を密に行っていただきたい。

さらに、本事業については、全ての子育て家庭が歩いていける場所での設置に向けて推進しているところであり、今後、地域のニーズに対応できるよう設置数の計画的拡大や地域間格差の解消等、国としても積極的な支援を行っていくこととしており、今後、新たに法律上位置付けられた事業とする法案の趣旨も踏まえ、各自治体におかれても積極的な取組をお願いしたい。

3. 児童虐待防止対策について

(1) 改正児童虐待防止法の施行等について

児童の安全確認等のための立入調査の強化等を内容とした「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、本年4月から施行される。改正法の規定に基づく厚生労働省令や改正法の関連通知については、3月中に速やかに公布又は通知する予定であり、現段階における厚生労働省令案及び関連通知案については別冊資料（1～6）のとおり、また、関連する事項については次のとおりである。

なお、これらを参照のうえ、児童相談所をはじめ関係機関等への周知及び指導を図るとともに、今後とも、子どもの安全確保を最優先とした迅速かつ適切な対応が可能となる体制整備をお願いする。

【児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について】

児童虐待への対応の中でも、保護者の支援について充実が求められており、改正法において、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定や、児童福祉施設及び里親への措置を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべきとする規定が新たに設けられたところである。

そのため、児童相談所における保護者への指導・支援に関して最低限実施すべき事項の明確化と措置解除の在り方についての基本的なルールを定めたものである。（別冊資料7）

【子ども虐待による死亡事例等の検証について】

重大な児童虐待事例について、国及び地方公共団体が分析（検証）する責務が設けられたことから、今後の地方公共団体における事例の検証作業のご参考となるよう、その基本的な考え方、検証の進め方等について定めたものである。（別冊資料8）

【医療ネグレクトへの対応等について】

保護者が児童に必要な医療を受けさせることを怠る「医療ネグレクト」の事例に関する取扱いや医療機関が妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握し、市町村に対し情報提供を行うための連携のあり方について明確化することについては、引き続き検討中である。

(2) 子どもを守る地域ネットワークの機能強化について

児童虐待防止については、児童相談所の体制整備とあわせて市町村体制の充実強化が必要である。

特に、児童虐待防止対策の要となる「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下「地域ネットワーク」という。）の機能強化を図ることが重要となることから、次の取組をお願いする。

【子どもを守る地域ネットワークの設置促進】

市町村における児童虐待防止に向けたネットワークは、平成19年4月1日現在、84.1%の割合で設置されている。（うち、法定の地域ネットワークの設置割合は65.3%）

市町村の児童家庭相談体制を強化するため、地域ネットワークの未設置市町村において、一日も早く、遅くとも平成20年度中に設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む）されるよう、都道府県におかれては、未設置市町村に対し設置への要請を行うことや専任職員の配置など、格段の取組をお願いしたい。（別冊資料9）

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化学業の創設】

地域ネットワークが市町村の児童虐待対応の要として対応していくためには、調整機関職員や地域ネットワークの構成員の専門性強化を図るなど、地域ネットワークの機能強化を図っていく必要がある。

このため、平成20年度の次世代育成支援対策交付金において、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化学業」を創設し、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）職員の専門性向上を図るため、児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等の受講を行う場合（以下「基本事業」という。）に交付金の対象事業としてポイント配分を行うこととしている。

さらに、この基本事業の実施に加えて、地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組、地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等）が連携を図る取組を実施した場合、加算ポイントの配分を行うこととしている。（別冊資料10）

都道府県におかれては、管内市町村が積極的に取り組まれるよう、格段の協力をお願いしたい。

また、調整機関職員の児童福祉司任用資格の取得促進を図るため、都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業）において、調整機関職員等の市町村職員も対象とすることとしたものである。

については、都道府県におかれては、この研修（講習会）を積極的に開催するとともに、調整機関職員の研修受講について格段の御協力をお願いしたい。（別冊資料11）

なお、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書等を踏まえ、児童福祉法等の一部改正法案を国会に提出すべく準備を進めており、その内容として、生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業の法定化や地域ネットワークの機能強化を図るための措置を講じることを検討している。

（3）児童相談所等の体制強化について

本年4月から施行される改正法において、児童相談所の役割と責務は、従来よりも増して重要となっている。

国としても、その体制強化のため、次のような支援を行うこととしている。

【平成20年度地方交付税措置について】

児童虐待防止法が制定された平成12年以降、各自治体は児童福祉司の増員を行い、平成19年4月現在2,263名の配置と、体制強化が図られてきたものの、虐待対応件数の伸び率はこうした体制強化を上回る勢いとなっている。また、平成16年の児童虐待防止法の改正による通告対象の拡大等により、相談件数の増加とともに、保護者との対立などに悩む職員のバーンアウトも増加しているところである。

このような現状から、児童福祉司等の職員の増員については、各都道府県・関係団体より強く要望されているものの、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより、増員措置が厳しい状況であるが、今般、平成20年度地方交付税措置においても、児童福祉司1名分（人口170万人あたり：平成18年度25人→平成19年度28人→平成20年度29人）の経費が充実される見込みであるので、各自治体におかれては、一層必要な人員体制の確保に努めていただき、児童相談所の体制強化に努めていただきたい。

なお、一部の自治体においては、児童福祉司が知的障害者福祉司や身体障害者福祉司を兼務し、障害児と障害者の相談事業（判定業務や手帳交付事務等）を統合した「障害関係相談所」などにおいて相談事業を行うといった取組を進めており、児童福祉司の増員措置への対応に当たっては、こうした地方交付税で措置されている知的障害者福祉司や身体障害者福祉司の措置人員を活用するなどの柔軟な対応も考えられる。

【平成20年度予算案について】

児童相談所一時保護所については、虐待件数の増加とともに、保護人員、保護日数ともに年々増加している傾向にあり、特に都市部を中心に定員を超過して保護している状況が引き続き見受けられるところであり、一時保護所の定員不足の解消も喫緊の課題である。

こうした状況を解消するため、平成20年度予算(案)においては、一時保護委託を推進するため、従来の児童養護施設等に加え、新たに障害児施設も児童相談所からの一時保護を受託した場合に事務費(措置費)を支弁することとしている。

また、今年度においても、定員不足を生じている一時保護所を有する自治体については「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めることとしており、各自治体においては早急に一時保護所の定員不足の解消等に努められたい。

なお、緊急整備計画策定の対象となる自治体を把握するための調査については後日行う予定であるので御了知願いたい。(別冊資料12)

【平成20年度「要保護児童対策模範事業表彰」について】

昨年より実施することとなった「要保護児童対策模範事業表彰」については、各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関(要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう)が行う、先駆的・独創的で、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について表彰を行い、全国の児童相談所や市町村における要保護児童対策の向上を図ることを目的とするものである。

平成20年度においても引き続き実施するので、各自治体においては先駆的な取組等を行う団体等の積極的な推薦をお願いしたい。(〆切：平成20年4月末日)

なお、実施通知については後日発送する予定である。(別冊資料13)

【社会的養護専門委員会の報告書を踏まえた対応】

社会的養護体制の充実・強化については、昨年11月、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書にとりまとめられたところであるが、児童相談所に関しては、アセスメント機能の充実・強化を図ることとされており、今後検討を進めていくこととしている。また、同報告書では、児童相談所が行う保護者指導を一定の要件を満たす機関にも委託できることとするとともに、委託機関の一つである児童家庭支援センターについては、施設に附置されている場合だけでなく、一定の要件

を満たすNPO等も設置を可能とすることとされており、これを踏まえ法改正を行うことを予定している。

(4) 児童相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度においては、

- ①児童相談所内において指導的立場にある者を対象とした研修の充実
 - ②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」の講師や企画立案に携わる研修指導者の養成研修を創設
 - ③児童虐待対応を行っている市町村の調整機関職員等の更なる専門性を向上させるための「地域虐待対応アドバンス研修」の創設
- を行ったところである。（別冊資料14～16）

これらを踏まえて、管内市町村にも周知を図るなど、積極的に研修を受講するようお願いする。

(5) 啓発活動について

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な啓発活動を実施している。

平成20年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発などを行うほか、全国フォーラムを11月2日（日）～3日（祝）に滋賀県大津市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、子どもの虐待防止に向けた「オレンジリボン・キャンペーン」の取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」（児童育成事業推進等対策事業）の優先採択としており、現在、平成20年度の協議を受け付けているところであり、積極的に協議を行われたい。（※切：平成20年2月末）

なお、児童虐待防止月間（11月）を中心に実施されるオレンジリボン・キャンペーンについては、里親月間（10月）を中心に実施される里親委託の推進に向けた普及啓発のための取組と連携して実施するなど、双方の取組が効果的に実施されるよう考慮されたい。

4. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、平成19年度補正予算として約5.1億円、平成20年度予算案において約1.37億円の合計約1.88億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保したところである。

② 平成19年度補正予算について

平成19年度補正予算においては、児童福祉施設における児童の安全確保の観点から耐震化の促進を図るため、耐震改修の施設整備に要する費用として約5.1億円を計上し早急に整備を図ることとしたところである。

③ 平成20年度予算案について

平成20年度予算案においては、保育所待機児童解消を図る整備、児童養護施設等の小規模ケア化を図る整備などを推進するため、約1.37億円計上したところである。平成19年度及び平成20年度の整備に当たっては、平成19年12月21日付け事務連絡で既にお願ひしているところであるが、平成19年度補正予算において平成20年度協議予定の積極的な前倒し執行を行うなど、全体として必要な整備が図られるよう格段のご配慮をお願いする。

④ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

⑤ 木材利用の推進について

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。

《参考》「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

（2）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価の積極的な活用により、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開

放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用及び指導については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、指導監査担当課等との連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導を願いたい。

② 安全管理及び事故防止等について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、近年、小学生などを狙った事件が発生していることから、各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
(平成13年6月15日雇児総発第402号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について」(平成15年12月24日雇児総発第1224001号)
- ・「地域における児童の安全確保について」
(平成18年1月12日雇児総発第0112001号)
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」
(平成18年8月3日雇児総発第0803002号)

イ 近年における公園等に設置される遊具での事故報告を踏まえ、引き続き遊具の安全点検等の実施により、事故防止対策に万全を期されるよう市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、平成19年12月17日に開催された「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合において、『生活安心プロジェクト』4つの国民運動の実施について」が決定され、その中の一つの運動として「子どもの施設の安全全国一斉総点検」を行うこととされたところである。これを受け、先般「子どもの施設の安全全国一斉点検について（平成20年2月8日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）」により、児童福祉施設等の遊具の安全点検等の実施、実施状況確認書を掲示、その結果の回答について目的や趣旨を踏まえお願いしたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等に設置している遊具での事故の調査結果について」
(平成13年10月26日雇児総第49号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
(平成14年3月18日雇児総発第0318001号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保の一層の徹底について」
(平成16年4月6日雇児総発第0406003号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全管理の強化について」
(平成18年6月28日雇児総発第0628001号)

③ 感染症の予防対策等について

ア 社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。今後とも引き続き施設内におけるインフルエンザ感染予防対策に努めていただくとともに、施設内においてノロウイルス等による感染性胃腸炎の患者も発生していることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」(平成15年12月12日社援基第1212001号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、
社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成19年11月22日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ&A
(平成18年12月8日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について
(平成19年12月26日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

また、社会福祉施設に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参考》

- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画が策定されているところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえ適切に対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いする。

(参考)

「医療体制に関するガイドライン」～抜粋～

7 社会福祉施設等について

- ・ 社会福祉施設等においては、比較的感染しやすい利用者が多いため、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止や、施設内での感染拡大を予防する対応の徹底が重要である。
- ・ 社会福祉施設等は、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止のため、新型インフルエンザの症状を有する者の短期入所、通所施設等の利用を制限するとともに、新型インフルエンザの症状を有する従業員等に、指定された医療機関への受診勧奨や出勤停止を求める。

また、新型インフルエンザの症状を有する家族等への面会の制限を行う。

- ・ 入所者の中で新型インフルエンザの症状を有する者がいた場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、当該者を指定された医療機関に受診させる。
- ・ 感染症指定医療機関等が満床の場合、入院治療を必要としない新型インフルエンザ患者は、施設内において医療機関と連携し治療・療養を行う。その際、他の入所者への感染防止のための個室移動や従業員等の感染防止対策、当該者への不用な面会の自粛等の感染防止対策を行う。
- ・ 集団感染が発生した場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、

指定された医療機関等への受診を行う。場合によっては、医療機関と相談し、往診により診察することも検討する。また、各都道府県等の担当部局等への報告等を確実に行う。

- ・施設内における新型インフルエンザ対策については、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」等を参照する。

《参考》

- ・新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」
(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- ・「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」
(平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

④ 社会福祉施設等における中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生について

先般、中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生を踏まえ、社会福祉施設等における衛生管理の徹底については、従来より「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成15年12月12日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)により努めていただいているところであるが、この度の事例を踏まえ、社会福祉施設等における食品の安全性の確保に万全の注意を払い、衛生管理の一層の徹底に努めていただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生に係る注意喚起について」
(平成20年2月1日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

⑤ 児童福祉施設における室内空気中化学物質の調査等について

近年、住宅等において使用される建材等から室内に揮発した化学物質等により人体の健康に影響を及ぼす、いわゆる「シックハウス症候群」が問題とされていることから、「児童福祉施設における室内空気中化学物質に関する調査の実施について」（平成14年11月21日雇児総発第1121001号）により、各都道府県市の協力をいただき、財団法人日本建築センターにおいて、保育所等の調査（冬期・夏期）を実施したところであり、調査の結果、ごく少数であるが指針値を超えた施設が見受けられた。各都道府県等においては、貴管内施設に対し、施設利用者の体調をしっかりと把握し、利用者の体調管理に努めるとともに、換気等を十分に行うなどの対策に努めるよう指導願いたい。

また、施設の設置計画及び建設に当たっては、十分な配慮をお願いしたい。

⑥ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導願いたい。

⑦ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」における各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策への取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導願うとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難、避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社施第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(平成18年1月10日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

イ 児童福祉施設の耐震化対策の推進

① 児童福祉施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているものと承知しているが、平成18年に同法が一部改正されたことにより、更に指導等が強化されたところである。

同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

昨年実施した「児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査結果について」（別冊資料）をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は3割程度、耐震化率は6割程度に留まっていることから、各都道府県等においては、この取組状況を踏まえ、貴管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導願いたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」を積極的に活用願いたい。（国土交通省住宅局建築指導課と調整済）

② 社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において

指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成18年度以降も引き続き5年間継続することになっているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

ウ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期原状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成18年度から税源移譲し一般財源化された公立施設等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象としたところである。

なお、これらの施設等に係る国庫補助率及び補助スキームについては、「社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金」の対象であった時のものを維持することとしている。

エ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応は困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すため、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、以下のとおり留意すべき事項があり、これについては、新たに通知「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」においてお示しする予定であるので、管内の社会福祉施設等に対し、周知を図るとともに、指導方お願いしたい。

ア 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について

平成17年に関係省庁が実施したアスベスト等使用実態調査について、総務省行政評価局より「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」（平成19年12月16日）が行われ、当省が実施したアスベスト等使用実態調査において、調査結果を保存していないなど不十分な事例があったことが指摘されているので、適切な対応をお願いしたい。

イ アスベスト使用の有無の分析調査の徹底について

アスベストのうち、一般的に使用されていたとされているアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）以外のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。))が建築物の吹付け材から検出された事案があることが判明したところである。

このため、アスベストの分析調査においては、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日基安化発第0206003号）に基づき、トレモライト等を含む全てのアスベストについて対象とするよう管内の社会福祉施設等に対し周知を行うとともに分析調査の徹底を図られたい。

ウ 吹付けアスベストの除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

5. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査に当たっては、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査をお願いしているところであるが、

- ① 入所児童等の意見表明の機会の確保・懲戒権濫用の禁止、自主評価や第三者評価等の実施、給食の状況及び健康管理等の入所者処遇に関する事項、
- ② 職員処遇及び非常災害・危険防止等の運営管理に関する事項、
- ③ 経理規程の遵守及び予算決算の適正な執行等の財務管理に関する事項、

等に配慮し、施設全般にわたって指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営や児童虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書において「都道府県において、第三者を加えた監査チームを編成する等により、ケアの質について監査できる体制を整備するとともに、国においても、監査マニュアルの見直し、標準化を進めるべき」とされており、国として監査体制の強化等ケアの質の向上に向けた具体的な方針を検討しているので留意されたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、昨年も会計検査院より指摘されたところであるが、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関しての指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、平成13年度分から当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとまり次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いする。

(家庭福祉課関係)

1. 社会的養護体制の拡充について

(1) 社会的養護体制の拡充の方向について

① 社会的養護専門委員会の報告書に基づく社会的養護体制の拡充

近年、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化等が指摘されている。また、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の附則においても、社会的養護の体制の拡充について検討を進めることとされた。

このような状況を踏まえ、児童の社会的養護体制の拡充に向けた具体的施策を検討するため、平成19年8月に社会保障審議会児童部会に社会的養護専門委員会が設置され、5回にわたって検討がなされた後、11月に報告書がとりまとめられたところである。(別冊資料1)

報告書においては、社会的養護体制の拡充のための具体的施策等について、以下のような具体的な対応策が提案されたところである。

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し
 - (1) 家庭的養護の拡充
 - ①里親制度の拡充
 - ②小規模グループ形態の住居における新たな養育制度の創設
 - ③施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進
 - (2) 施設機能の見直し
2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立
 - (1) 児童相談所のアセスメント機能の強化
 - (2) 家庭支援機能の強化
3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充
4. 人材確保のための仕組みの拡充
 - (1) 施設長・施設職員の要件の明確化
 - (2) 基幹的職員(スーパーバイザー)の配置、養成のあり方
 - (3) 国及び都道府県の研修体制の拡充
5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策
 - (1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備
 - (2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充
 - (3) 施設内虐待等に対する対応
6. 社会的養護体制の計画的な整備

② 児童福祉法等の一部を改正する法律案（仮称）の主な内容

社会的養護専門委員会の報告書や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等を踏まえ、社会的養護の質・量の充実に資するため、児童福祉法等の一部を改正することとしており、（別冊資料2）のとおり今国会に提出すべく準備をしているところである。

③ 平成20年度予算（案）における施策

社会的養護専門委員会の報告書の提言等を踏まえ、平成20年度予算（案）においては、社会的養護体制の拡充に関する施策として、

・里親支援の拡充

里親制度の見直しとあわせ、里親手当、専門里親手当の拡充、専門里親の対象児童の拡大、里親支援機関の創設等

・児童福祉施設の支援の充実

小規模グループケアの推進、看護師の配置等

・施設退所者への支援の充実

施設を退所した者等の地域生活を支援するとともに自助グループ活動を育成する先駆的・モデル的な事業の実施、自立援助ホームの推進等

を図ることとしたところである。

今後、報告書の内容を踏まえつつ法改正を含め必要な対応を進めることになるため、自治体におかれては、報告書の提言に沿った取組を推進していただくとともに、社会的養護体制の拡充を図るため、特に（2）以降に記載する施策等の積極的な活用・推進等についてご協力をお願いしたい。

また、施設機能の見直しについては、子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討することとされた。さらに、このような見直しを具体的に進めるためには、必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて検討する必要があると提言されている。このため国においては、今後各施設におけるケア実態を把握する調査を予定しており、報告書の趣旨をご理解いただくとともに、調査へのご協力をお願いしたい。

(2) 里親制度の拡充等について

家庭での養育に欠ける子ども等を家庭的な環境の下で養育する里親制度は、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その推進を図る必要がある。

このため、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、里親委託率を平成21年度までに15%まで引き上げること、及び虐待を受けた子ども等を養育する専門里親の登録者総数を平成21年度までに500人とすることを目標に掲げ、里親委託を推進することとしたところであるが、平成18年度末現在で里親委託率が9.4%、専門里親の登録者数は384人となっており、十分に活用されているとは言いがたい状況にある。(別冊資料3、4)

このような現状を踏まえ、以下に掲げる内容について法改正を含め里親制度を見直すこととしている。

① 里親制度の見直し及び里親手当の拡充

里親への委託を積極的に推進するため、専ら社会的養護を担う「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親となる者の要件について、都道府県が行う研修を修めた者とするほか、欠格事由や取消要件の明確化を図る等、里親制度を見直す。

また、里親制度の見直しと合わせて、平成20年度予算(案)においては、4月から里親受託支度費を増額するとともに、平成21年1月(予定)からは里親手当を児童一人当たり3万4千円から7万2千円(二人目以降3万6千円を加算)に、専門里親手当を児童一人当たり9万2百円から12万3千円(二人目は8万7千円、三人目以降3万6千円を加算)と大幅に引き上げるとともに、専門里親手当の委託対象児童に障害児等を加えることとしたところである。

② 里親支援機関事業の創設

我が国における里親制度の普及は、諸外国と比較しても進んでいない状況であり、里親委託を推進するためには里親制度を積極的にアピールするとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが必要である。

このため、里親に対する相談等の支援等を行うことを都道府県の業務として明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できるよう、法改正の準備を進めているところである。

平成20年度予算(案)においては、「里親支援機関事業」を創設し、これに対し新規里親の掘り起こしや、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援な

どの業務を総合的に委託することができることとしている。委託先としては施設やNPO等、これらの業務を実施できる者と考えている。

なお、この事業は既存の「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を組換えたものであり、3年間の経過措置を設け既存事業を実施できることとしているが、自治体におかれては、早期に新事業へ移行していただくとともに、里親委託の一層の推進に努めていただきたい。

(別冊資料5)

③ 里親制度の普及啓発

里親制度の普及の促進や里親委託の推進を図るためには、様々な手法によるPR等により里親の普及啓発活動を展開することが必要であることから、平成20年度予算(案)の「里親支援機関事業」において、里親制度の広報啓発を補助の対象とし、予算措置したところである。

また、自治体における本年10月の「里親月間」の取組については、里親月間を中心とした里親委託の推進に向けた普及啓発のための先駆的な取組に対して、「児童環境づくり基盤整備事業」(児童育成事業推進等対策事業)による国庫補助の優先採択としたところであり、これらの事業を積極的に活用し、里親制度の普及啓発活動に取り組んでいただきたい。

④ 小規模グループ形態の住居による新たな養育制度の創設

現在、いくつかの地方自治体が単独事業で補助している、里親が5～6人の子どもを受託して行ういわゆる「里親ファミリーホーム」については、

- ・里親だけでは養育や家事の手が十分ではない
- ・子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことができることから里親との1対1の関係をすることが困難である子どもの場合でも家庭的養育が可能となる

との指摘が、社会的養護専門委員会の報告書で取り上げられている。

このような指摘を踏まえ、小規模グループ形態の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する新たな形態の事業について制度化を図るべく、法改正を準備しているところである。

(3) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進（小規模グループケアの推進、地域小規模児童養護施設の設置の推進）

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象に小規模グループケアを実施するとともに、児童養護施設を対象に地域小規模児童養護施設を設置することとし、子ども・子育て応援プランにおいて、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととしたところである。

平成20年度予算（案）においては、このプランの4年目に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。（別冊資料6）

② ケア担当職員の質的充実（看護師の配置）

虐待を受けた子どもは著しく増加しており、全国児童養護施設協議会の調査によると、児童養護施設に入所する子どものうち虐待経験のある子どもの割合は平成16年度で62.1%となっている。

また、児童養護施設入所児童調査によると、児童養護施設に入所する子どものうち障害がある子どもの割合は平成10年に10.3%であったが、平成15年には20.2%となっており、特にADHDなど発達障害を有する子どもの入所が増加している。

このような被虐待児や障害児については、日常の健康管理において、単に検温や顔色、排尿の状況等の確認だけではなく、必要に応じて注射や臨時投薬をはじめとした医療的ケアを行うことも必要であり、こうした子どもの増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、医療的ケアが必要な子どもに対応できるよう児童養護施設に看護師を配置し、ケア体制の充実を図ることとしているので、是非とも活用していただきたい（53か所）。

③ 施設機能の充実（施設機能強化推進費の充実）

施設退所後に地域で社会的に自立した生活を営むためには、家庭的

な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら社会へ巣立っていくことができるよう支援していくことが重要である。

このため、従来、施設機能強化推進費で行ってきた施設入所児童を週末等にボランティア家庭等に預け、施設外の一般家庭での生活を体験する「施設入所児童家庭生活体験事業」を特別事業として拡充することにより、子どもの社会性を広げるとともに、施設を退所した後の「もう一つの頼れる場所」の確保につなげるなど自立の促進に資するものである。

平成20年度予算（案）においては、宿泊日数の基準の緩和などにより、本事業の促進を図ることとしているので、積極的に活用していただきたい。

④ 支援体制の強化（学習指導費加算の拡充）

現在、児童養護施設に入所している児童のうち、中学3年生に在籍し高校受験を目指す児童に対し、副教材の準備等に係る経費として学習指導費加算を支弁しているところであるが、入所児童等の進学への意欲が高まってきている中で、将来の進路における選択肢の拡大といった観点から、社会的養護においてもこれに応える必要が生じている。このため、現行の本加算の対象者を児童養護施設の中学3年生だけではなく、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童及び里親委託児童の中학생全体に拡大し、学習指導の強化を図ることとしているので活用していただきたい。

⑤ 情緒障害児短期治療施設の設置促進

情緒障害児短期治療施設は、専門的な心理的治療を実施できる施設として、ますます、その役割は重要となっている。「子ども・子育て応援プラン」においても、全都道府県への設置を目指すとの目標を設定しているところであるが、現在全国に32か所（25道府県）と設置が進んでいない状況であるので、未だ設置されていない都道府県におかれては、施設の設置に向けて積極的な取組をお願いしたい。

（別冊資料7）

（4）施設を退所した子ども等への支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなる支援策の充実を図っていく必要がある。

① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、施設を退所した子ども等の自立を支える上で、重要な役割を担っており、「子ども・子育て応援プラン」においても、平成21年度までに、都道府県・指定都市に1か所程度実施することとして、60か所の目標を設定したところである。平成19年度中に全国で50か所（24都府県市）設置される見込みであるが、施設退所後の子どもの自立を支える場としては、十分な数が確保されているとは言えない。（別冊資料8）

このため、社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、対象者の利用の申込みに応じて事業を提供（委託）することや、入居対象者の年齢を20歳未満に引き上げることなどについて法改正する予定である。

なお、未だ設置されていない自治体においては、自立援助ホームの整備に早急に取り組んでいただきたい。

② 地域生活支援事業（モデル事業）の創設

施設を退所した子ども等は、社会に出た後に施設等とは違う環境で仕事が続かない場合や住居等生活の基盤が確保できなくなる場合があるため、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、平成20年度予算（案）において、これらの者が生活や就業に関して気軽に相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるよう、場の提供と活動の育成を行うなど、退所後等の地域生活を支援する「地域生活支援事業」をモデル事業として実施することとしたところである

この事業については、地域において相談や就業支援を行っている社会福祉法人やNPO等に委託する等、積極的な取組をお願いしたい。

（別冊資料9）

③ 身元保証人確保対策事業の活用

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。今後とも本事業を活用していただくよう、お願いしたい。

(5) 入所している子どもの権利擁護について

児童福祉施設に入所している子どもの権利擁護については、これまで都道府県等に対して積極的に取り組まれるようお願いしてきたところであるが、児童養護施設職員による、入所している子どもへの性的虐待など、施設内虐待の事例がなお多発していることは誠に遺憾である。

このような事態に鑑み、平成18年10月に「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したところであるが、各自治体におかれては、引き続き施設内での虐待の未然防止、早期発見に資するため、子どもの意見表明の機会の確保、職員の資質向上等について、施設を運営する法人への指導の徹底を図っていただくようお願いしたい。

また、社会的養護専門委員会の報告書においては、

- ・施設等に措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備
- ・監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充
- ・施設内虐待等に対する対応

について具体的な意見をいただいたところである。

この報告書を踏まえ、施設内虐待の防止について、発見した者に通告義務を課すことや、虐待を受けた子どもが都道府県や児童福祉審議会等に届出できること等について法改正する準備をしている。（詳細については（別冊資料2）のとおり）

(6) 児童自立支援施設における学校教育の実施等について

① 学校教育の実施

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、約10年が経過した現在の実施状況は、34施設にとどまっており、児童の権利擁護の観点からも早期実施に向けた取組を促進することが必要である。

このため、昨年6月に未実施の都道府県等に対し、進行状況等について調査を行い、さらに9月以降に担当者からのヒアリングを実施するとともに早期の実施に向けた対応を強くお願いしたところである。

今後、児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図ることとしているが、未実施の自治体におかれては、主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、法の趣旨に沿い、早期に導入できるよう一層のご尽力をお願いしたい。

（別冊資料10）

② 施設長等の専門性の確保

社会的養護の各施設においては、虐待を受けた経験や発達障害等を有する児童の入所傾向が増加傾向にあるなど、施設を取り巻く状況が変化してきている。このような状況を踏まえ、社会的養護に従事する者の専門性を確保するため、社会的養護専門委員会の報告書においても、社会的養護に関する資格のあり方や、施設長、施設職員の任用要件の明確化、基幹的職員の養成など国及び都道府県における研修体制の拡充について提言されている。

特に児童自立支援施設は、非行等の問題を有する子どもへの自立支援を積極的に担っていることから、都道府県等においても施設機能の充実・強化等に努めていただきたい。

なお、国立武蔵野学院においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施している。管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いするとともに、児童相談所一時保護所職員研修や里親対応関係機関職員研修など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施していることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。(別冊資料11)

① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、施設を退所した子ども等の自立を支える上で、重要な役割を担っており、「子ども・子育て応援プラン」においても、平成21年度までに、都道府県・指定都市に1か所程度実施することとして、60か所の目標を設定したところである。平成19年度中に全国で50か所（24都府県市）設置される見込みであるが、施設退所後の子どもの自立を支える場としては、十分な数が確保されているとは言えない。（別冊資料8）

このため、社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、対象者の利用の申込みに応じて事業を提供（委託）することや、入居対象者の年齢を20歳未満に引き上げることなどについて法改正する予定である。

なお、未だ設置されていない自治体においては、自立援助ホームの整備に早急に取り組んでいただきたい。

② 地域生活支援事業（モデル事業）の創設

施設を退所した子ども等は、社会に出た後に施設等とは違う環境で仕事が続かない場合や住居等生活の基盤が確保できなくなる場合があるため、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、平成20年度予算（案）において、これらの者が生活や就業に関して気軽に相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるよう、場の提供と活動の育成を行うなど、退所後等の地域生活を支援する「地域生活支援事業」をモデル事業として実施することとしたところである

この事業については、地域において相談や就業支援を行っている社会福祉法人やNPO等に委託する等、積極的な取組をお願いしたい。

（別冊資料9）

③ 身元保証人確保対策事業の活用

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。今後とも本事業を活用していただくよう、お願いしたい。

(5) 入所している子どもの権利擁護について

児童福祉施設に入所している子どもの権利擁護については、これまで都道府県等に対して積極的に取り組まれるようお願いしてきたところであるが、児童養護施設職員による、入所している子どもへの性的虐待など、施設内虐待の事例がなお多発していることは誠に遺憾である。

このような事態に鑑み、平成18年10月に「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したところであるが、各自治体におかれては、引き続き施設内での虐待の未然防止、早期発見に資するため、子どもの意見表明の機会の確保、職員の資質向上等について、施設を運営する法人への指導の徹底を図っていただくようお願いしたい。

また、社会的養護専門委員会の報告書においては、

- ・施設等に措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備
- ・監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充
- ・施設内虐待等に対する対応

について具体的な意見をいただいたところである。

この報告書を踏まえ、施設内虐待の防止について、発見した者に通告義務を課すことや、虐待を受けた子どもが都道府県や児童福祉審議会等に届出できること等について法改正する準備をしている。（詳細については（別冊資料2）のとおり）

(6) 児童自立支援施設における学校教育の実施等について

① 学校教育の実施

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、約10年が経過した現在の実施状況は、34施設にとどまっており、児童の権利擁護の観点からも早期実施に向けた取組を促進することが必要である。

このため、昨年6月に未実施の都道府県等に対し、進行状況等について調査を行い、さらに9月以降に担当者からのヒアリングを実施するとともに早期の実施に向けた対応を強くお願いしたところである。

今後、児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図ることとしているが、未実施の自治体におかれては、主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、法の趣旨に沿い、早期に導入できるよう一層のご尽力をお願いしたい。

（別冊資料10）

② 施設長等の専門性の確保

社会的養護の各施設においては、虐待を受けた経験や発達障害等を有する児童の入所傾向が増加傾向にあるなど、施設を取り巻く状況が変化してきている。このような状況を踏まえ、社会的養護に従事する者の専門性を確保するため、社会的養護専門委員会の報告書においても、社会的養護に関する資格のあり方や、施設長、施設職員の任用要件の明確化、基幹的職員の養成など国及び都道府県における研修体制の拡充について提言されている。

特に児童自立支援施設は、非行等の問題を有する子どもへの自立支援を積極的に担っていることから、都道府県等においても施設機能の充実・強化等に努めていただきたい。

なお、国立武蔵野学院においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施している。管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いするとともに、児童相談所一時保護所職員研修や里親対応関係機関職員研修など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施していることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。(別冊資料11)

2. 児童養護施設等の整備について

昨年11月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書の中に、社会的養護体制の計画的整備として「都道府県において社会的養護体制の整備やその質の向上のための計画を作成し、これを公表する。」こととされており、国においても、「具体的な社会的養護の必要提供量の算定方法の考え方」を示した「計画的な整備や質の向上を図るための基本指針を作成する必要がある。」とされている。

このため、社会的養護の提供体制に関し、その提供量を見込む際に勘案する事項など、適切な整備量を確保するために必要な事項等をお示しすることを含め都道府県における社会的養護の提供体制の計画的な整備に資する施策について検討している。

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和38年3月19日厚生省発社35号）の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努めるとともに、併せて交付金において加算対象となっている「心理療法室」、「親子生活訓練室」、「乳児を受け入れるためのほふく室」の整備など、交付金制度を積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努めていただきたい。

3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

(1) 児童扶養手当について

ア 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法律に基づき、物価が上昇した場合には据え置き、物価が下落した場合には引き下げることとされている。

現在の手当額は、物価スライド規定どおりに計算した額に比べ1.4%かさ上げされているところであり、平成19年の消費者物価指数の伸び率は前年比0%であるため、平成20年度における手当額は据え置きとされる予定である。

手当額

	(平成19年度)		(平成20年度案)
全部支給（月額）	41,720 円	→	据え置き
一部支給（月額）	41,710 円	→	据え置き
	～ 9,850 円		

イ 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月実施予定の児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、昨年11月の与党プロジェクトチームの取りまとめを踏まえ、受給資格者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ児童扶養手当の支給額の2分の1を支給停止することとし、それ以外の者については一部支給停止を行わないこととしている。

この措置については、平成20年3月においてすでに受給から5年を経過する等の要件に該当する受給資格者に加え、平成20年4月以降順次、当該要件に該当することとなる受給資格者が発生することとなる。

各自治体においては、当該受給資格者に対し必要な手続き等に関する事前通知や、提出書類の審査等、一部支給停止に係る所要の事務が生じることとなることから、これらの事務の実施について遺漏なきようお願いしたい。(別冊資料1)

なお、支給停止の額及び一部支給停止措置が適用されない事由を定めた政令及び具体的な手続き等を定めた省令は、2月8日に公布、施行されたところである。(別冊資料2、3、4)

(2) 母子家庭の母の就業支援策の充実・強化について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、自立・就業に主眼を置いて、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しているところであり、その事業実績も着実に積み重ねられているところである。

昨年10月に公表した平成18年度全国母子世帯等調査の結果によると、景気の動向や就業支援施策の実施等により、母子世帯の就業状況や就労収入等は平成15年度の前回調査に比べ、一定の改善が見られるが、雇用環境等の影響もあり、平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化は見られなかったところである。

こうした中、就業支援については、児童扶養手当に関する与党プロジェクトチームにおいて、一層の拡充・強化を図るべきとされたこと等も踏まえ、母子家庭の母にとってより使いやすいものとなるような工夫も含め、その拡充を図ることとしているところである。母子家庭の母の安定的な就業に結びつくよう、きめ細かな自立支援策の推進をお願いする。

(参考) 平成20年度予算案における就業支援施策

①母子家庭等就業・自立支援事業

(1)母子家庭等就業・自立支援センター事業(拡充)

(2)一般市等就業・自立支援事業(創設)

②母子自立支援給付金事業

(1)高等技能訓練促進費(拡充)

(2)自立支援教育訓練給付金

(3)常用雇用転換奨励金(一定の経過措置を設けつつ、19年度限りで廃止)

③母子自立支援プログラム策定等事業

(1)母子自立支援プログラム策定事業

(2)就職準備支援コース事業

ア 母子家庭等就業・自立支援事業について

平成20年度において、新たに一般市等就業・自立支援事業を創設する。都道府県においては、指定都市及び中核市を除く市及び福祉事務所設置町村に就業支援への取り組み意識を持っていただき、身近な地域で就業支援を実施していただけるよう、その実施体制の整備について周知されたい。

なお、今般、従来の母子家庭等就業・自立支援センター(以下「センター」という。)事業と一般市等就業・自立支援事業を総称して母子家庭等就業・自立支援事業と呼ぶこととしたので留意されたい。

(別冊資料5)

① センター事業の実施について

センター事業については、全国的にサービスの提供体制が整ったところであり、今後は別冊資料の各地の好事例を参考としつつ、就職、資格取得、常用雇用への転換等の成果の上がる取り組みを行われたい。

また、実施に当たっては、(1)平日夜間・土日祝日における相談窓口の開設、(2)職業紹介の許可の取得、(3)ホームページの開設、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の母等の生活実態に即したサービスの提供が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

② 一般市等就業・自立支援事業の創設について

本事業はセンター事業と同種の事業を一般市及び福祉事務所設置町村において実施可能とするものであるが、より多くの一般市等で事業化が図られるよう配慮されたい。

指定都市、中核市においても、効率的・効果的な実施が見込める場合には、近隣の一般市等との共同実施を検討する等、御協力をお願いしたい。

イ 母子自立支援プログラム策定等事業の実施について

本事業については、母子家庭の実情に対応した個別支援を行う上で極めて有効な事業であり、平成18年度から全国展開しているところであるが、今回の児童扶養手当の一部支給停止措置に関わる事務の一環として行われる自治体窓口における就業等に向けた指導においても積極的な活用を図られたい。

事業未実施の自治体におかれては早急に事業をスタートするとともに、既に事業を実施している自治体においても、プログラム策定に当たっては、ハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、支援要請が円滑に進むような工夫を図られたい。

また、平成20年度において就職準備支援コース事業を創設する予定としているが、本事業についても積極的に実施されたい。

(別冊資料6)

ウ 母子自立支援給付金事業の実施について

① 高等技能訓練促進事業について

本事業については、平成20年度入学者から生活支援のための手当を修業支援手当と名称変更し、かつ市町村民税課税世帯と非課税世帯で支給額に差を設けるとともに、入学支援修了一時金を創設することとしているが(別冊資料7)、平成19年度までの入学者については従前通りの取り扱いとするので、今回の改正の内容の周知・広報について、別冊追加資料のとおり、適切に行われたい。

また、事前相談を適切に実施することにより、看護師等経済的な自立が見込まれる職種への就業が確かなものとなるよう、配慮されたい。

② 自立支援教育訓練給付金について

本事業については、実施自治体数の増加等に伴い、その支給件数も増加傾向にあるが、その伸び率は鈍化しているところであり、各自治体においては、ホームヘルパーなど本事業の活用が見込める職種を希望する母子家庭の母や教育訓練機関への情報提供について、御協力をお願いします。

③ 常用雇用転換奨励金について

本事業については、一定の経過措置を設けつつ、平成19年度限りで廃止することとしている。なお、有期契約労働者の雇用管理の改善のための施策として、中小企業事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、都道府県労働局において奨励金を支給する制度（中小企業雇用安定化奨励金（仮称））が平成20年度から新たに創設される予定であり、この奨励金は母子家庭の母の正社員転換促進にも資するものである。

エ 福祉から雇用へ5カ年計画の策定について

平成19年2月からスタートした成長力底上げ戦略（基本構想）において、母子家庭の就労移行に関する5年後の具体的な目標の設定等を行うこととされ、厚生労働省は昨年12月「福祉から雇用へ」推進5カ年計画を取りまとめたところである。（別冊資料8）

本計画の目標期間は、平成19年度を初年度とする23年度までの5年間となっており、以下に掲げる目標の達成に向け、各自治体においても成果の上がる取組みをお願いします。

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施する自治体の割合を、平成19年度には100%に引き上げ、その後も維持する。

(2) 児童扶養手当受給者数に対する就業相談の延べ件数の割合を、平成23年度には、10%以上とする。（平成17年度4.96%）

② 母子自立支援プログラム策定事業等

(1) 母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定事業を実施する自治体の割合を、平成21年度までに、100%に引き上げ、その後も維持する。

(2) 母子自立支援プログラムの策定件数を、平成23年度までに2万件以上とする。

(3) 平成20年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業等を対象として、平成18年度から実施しているところであり、平成20年度においては、別冊追加資料の要綱（案）に基づき実施する予定である。

各自治体におかれては、母子福祉団体等と連携し、企業の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(4) 養育費相談支援について

平成19年度より、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設したところであり、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているので、積極的にご活用いただきたい。

あわせて、養育費の取得率の向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターに、平成19年10月より、養育費専門の相談員を配置することとしているが、未だに配置されていない自治体におかれては早急に配置していただきたい。当該相談員の選任に当たっては、養育費や離婚問題等に詳しい家庭裁判所の調査官OB等の活用を検討するほか、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも差し支えないこととしている。

また、先般、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレット（別冊資料9）を各都道府県・市町村に約10万部送付したところであるので、離婚届を手交する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等の母子家庭等自立支援策の窓口等に配置し、あるいは手渡すことによりご活用いただきたい。

別冊追加資料に掲載の母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費相談に関する好事例についても、今後の事業実施にあたっての参考とされたい。

また、養育費相談支援センターでは、平成20年度においても、養育費相談支援に関する全国研修会を、平成20年9月を目途に実施する予定なので、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や養育費の相談に従事する母子自立支援員等の積極的なご参加をお願いしたい。

(5) 母子寡婦福祉貸付金について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところであるので、各自治体においても、従来よりも増して償還率の向上に努めていただきたい。(別冊資料10)

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正DV法」という。）が本年1月11日に施行されたところであるが、今回の改正においては、①市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画策定の努力義務、②市町村における配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）設置の努力義務、③支援センターの業務として「被害者の緊急時における安全の確保」を明記、④保護命令制度の拡充、⑤裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知等が規定されたところである。（別冊資料1）

また、改正DV法の施行と同時に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が改定されたところである。

（1） 婦人相談所等における体制強化について

平成18年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、22,315人（前年度21,125人）、29.6%（前年度28.9%）となっている。（別冊資料2）

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、同伴児童に対する対応等を行う指導員の配置、夜間警備体制の強化等様々な事業を実施し、DV被害者等の相談、保護、支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

なお、平成20年度予算案では、次のとおり婦人相談所におけるDV被害者に対する一時保護委託費の充実や婦人保護施設における退所者支援の充実を図り、DV被害者等の相談、保護、支援等を一層充実することとしている。

ア 婦人相談所におけるDV被害者に対する一時保護委託費の充実

今回の法改正作業の中において、DV被害者の安全の確保や自立のための支援の強化等の必要性が指摘されたことから、一時保護委託先においてもそれらが適切に行われるよう、平成20年度より一時保護委託費の単価を引き上げることとしている。（別冊資料3）

イ 婦人保護施設における退所支援の充実

平成3年度より実施している「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」については、対象者数にかかわらず一律に補助を行う補助方式としていたところであるが、平成20年度より、10人を超える対象者1人あたりの基準額(約13万円)を新たに設定し、対象者数に応じた補助方式に改めるとともに、支援が必要なDV被害者等一人一人のニーズに配慮したきめ細かな支援が可能となるよう、訪問による支援を原則とすることとしている。(別冊資料4及び追加資料「婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について」の一部改正について)

また、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等に当たっては、施設のバリアフリー化や関係機関との連携を図るなどにより適切に対応されたい。

なお、各都道府県においては、DV被害者等の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いしたい。

(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等に基づくDV被害者への支援の充実について

今回のDV法の改正及び基本方針の改訂に基づいて、支援センターの機能を有する婦人相談所においても、

- ① 保護命令の拡充による裁判所に提出する書面様式等の追加への対応、
- ② 保護命令が発令された場合の裁判所との連絡体制の整備、DV被害者への情報提供及び警察との連携によるDV被害者の安全の確保、
- ③ 一時保護委託の契約を締結している民間シェルター等との一層の連携(特に、DV被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約を締結している民間シェルター等の施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあつては、当該委託契約施設は速やかに当該被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び、当該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。なお、このような場合の連絡方法や委託料に係る取扱いについては、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。)、

- ④ DV被害者に係る第三者行為による傷病についての保険診療受診の取扱い等、医療保険に関する見直し事項の周知、
- ⑤ その他DV被害者を適切に相談、保護、支援を行うための関係機関との連携、

等について適切な対応を求められることから、遺漏なき対応をお願いいたしたく下記の各種通知を発出したところである。

については、各都道府県において、DV被害者の相談、保護、支援を行う婦人相談所等関係機関への周知をよろしくお願いしたい。

(改正DV法の施行及び基本方針の改定に伴い発出された各種通知)

ア 保護命令の通知に係る留意事項について（平成19年12月14日府共第564号・雇児福発第1214001号 内閣府男女共同参画局推進課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長連名通知）

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（平成20年1月11日府共第4号・雇児発第0111002号 内閣府男女共同参画局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

ウ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児発第0111003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

エ 「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児福発第0111001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

オ 配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について（平成20年2月5日保保発第0205001号他 厚生労働省保険局保険課長通知）

※ なお、オの保険局保険課長通知については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課においても当該通知を各都道府県民生主管部(局)長を通じ、婦人相談所等に対して周知を図る予定である。

(3) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護については、平成13年度から婦人相談所において適切に保護が行われてきており、平成19年12月までに212名となっている。

また、平成17年度より人身取引被害者を婦人相談所から民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施し、平成19年12月末までに73名の一時保護委託が実施されたところである。(別冊資料5)

婦人相談所の体制については、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費(他法他制度が利用できない場合に限り)、弁護士等による法的な援助や調整を行う法的対応機能強化事業等、鋭意その整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用していただくとともに、人身取引被害者の保護実績がない都道府県においても、国際交流協会やNPO団体等関係機関と連携した通訳者の手配や婦人相談所職員等人身取引被害者の保護に関わる者への専門研修等、積極的な体制整備をお願いする。

なお、人身取引対策行動計画において、「被害者が児童である場合は、必要に応じて児童相談所と連携して適切な支援の措置を講ずる」こととされており、婦人相談所との連携のもと、児童相談所においても適切な保護をお願いしたい(保護実績：平成17年度5人、平成18年度1人)。

(育成環境課關係)

1. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

ア. 「放課後子どもプラン」の取組状況について

「放課後子どもプラン」については、できる限り早急に、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、本プラン創設年度である平成19年度においては、放課後児童クラブが16,685か所（平成19年5月現在）、放課後子ども教室が6,267か所（平成19年度実施予定含む）での実施に止まっている。

平成20年度予算（案）においては、放課後児童クラブが、引き続き、2万か所分、放課後子ども教室が1万5千か所分の運営費補助等の経費を盛り込んでいるところであり、両事業の連携を含め、必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、総合的な放課後対策の着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

また、文部科学省と厚生労働省では、「放課後子どもプラン」への理解の促進と事業実施に当たっての参考となるよう、「放課後子どもプランホームページ」（<http://www.houkago-plan.go.jp>）を立ち上げ、関係法令や通知をはじめ、各地の活動事例の紹介や事業に携わるボランティア等の感想などを掲載し、必要な情報の提供を行っているところであり、事業実施に当たりご活用いただくとともに、参考となる取組事例の募集も随時行っているため、ご協力をお願いしたい。

イ. 「放課後子どもプラン」の今後の事業展開について

本プランについては、創設から一年が経過しようとしているが、より効果的な事業の推進方策を検討し、地方自治体が取り組みやすくするとともに、「地方分権改革推進委員会・中間的な取りまとめ」など（関連資料1（68頁））で、両事業の一本化について検討するよう指摘を受けていること等を踏まえ、先般、文部科学省と合同で、各小学校区毎の両事業の連携状況、現行制度のメリット・デメリット及び課題などを把握するための調査を実施したところである。

合同調査については、現在集計を進めているが、小学校区毎の両事業の実施状況（速報版・暫定値）については、別冊資料1のとおりである。全体の集計結果は、本年度中に公表する予定である。

また、文部科学省の委託事業に厚生労働省が協力して、事業実施者（都道府県及び市町村）及び事業関係者（放課後児童指導員、子ども・保護者等の利用者など）を対象とするアンケート調査も併せて実施しているが、こうした様々な視点・角度から本プランについてのご意

見等をお聞きし、利用者ニーズに適切に対応できる効果的な実施方法を検討していくこととしている。本アンケート調査の結果についても、合同調査同様、本年度中に公表する予定である。

(2) 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進等について

平成20年度予算(案)においても、放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るため、本年度に引き続き、ソフト及びハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ア. ソフト面での対応

放課後児童クラブの運営費については、必要な全小学校区での設置を目指し、本年度に引き続き20,000か所分を計上している。

また、既にご承知のとおり、利用者ニーズへの適切な対応を図るため、

- ① 200日以上250日未満開所のクラブ
- ② 71人以上の大規模クラブ

については、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施を遅くとも平成21年度中に行っていただくよう、早急に着手いただきたい。例えば、大規模クラブが一定数以上ある市町村を対象に、個別ヒアリングを実施して、解消に向けての具体的な取組を促すなど、より計画的な対応を都道府県及び市町村が一体となって行っている地方自治体もあることから、子どもたちの安定した生活の場としての機能を最優先に考慮した取組を積極的に進めていただきたい。

さらに、放課後児童クラブの未実施市町村が、平成19年5月1日現在で216町村存在するが、当該町村に対しては、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行うための補助事業(放課後子どもプラン実施支援等事業)を本年度創設し、平成20年度においても引き続き実施することとしているので、当該事業を活用し、必要な地域での実施に向けて、積極的に取り組んでいただきたい。

イ. ハード面での対応

小学校の余裕教室等の活用が進まない地域での放課後児童クラブの設置促進を図るため、

- ① クラブ創設費【児童厚生施設等整備費】については、設置主体を「市町村」→「市町村、社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人」に、
- ② クラブ改修費及び設備費【放課後子ども環境整備等事業】については、実施主体を「市町村」→「市町村、社会福祉法人その他の者」に、それぞれ緩和することとしている。

特に、創設費では、保育所を経営する社会福祉法人が整備を計画するケースが多く想定され、当該法人からの相談や問い合わせが寄せら

れた際に適切に対応するため、管内市町村や民間団体等への周知徹底を図られたい。また、社会福祉法人の場合には、独立行政法人福祉医療機構が実施している福祉貸付事業の融資対象となるので、ご活用いただくとともに、都道府県及び市町村におかれては、意見書の作成にご配慮いただきたい。（なお、融資条件については、本機構福祉貸付部福祉業務課（03-3438-9282）までお問い合わせ願います。）

また、昨年3月14日付けで文部科学省と連名による通知（「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について）を発出し、

- ① 実施場所としての余裕教室の積極的な活用、
- ② 保健室、体育館、図書室、視聴覚室等の学校諸施設について、長期休暇や土曜日等の学校の授業日以外も含めた弾力的な運用、などを盛り込んだところであり、放課後児童クラブの設置促進を図るため、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業実施について、教育委員会とも緊密な連携を図られたい。

（3）放課後児童クラブ利用者の多様なニーズへの対応について

ア．長時間開設加算の改善

長時間開所するクラブについては、従来より長時間開設加算として運営費に上乗せした補助を行っているが、更なる開所促進を図るため、平成20年度予算（案）においては、

- ① 夏休み等の長期休業期間などに1日8時間以上開所したクラブへの加算制度を新たに創設するとともに、
- ② 各クラブの延長時間に応じた加算方式に改める、こととしている。

本改正内容については、本年1月17日（木）に開催した「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」において、平成20年度の放課後子どもプラン推進事業実施要綱（案）及び交付要綱（案）をお示ししたところであるが、本改正内容に係る質問事項に対する回答（Q&A集）を別冊資料2としてまとめたので、ご確認いただくとともに、管内市町村にも周知し、ご対応願いたい。

イ．障害児の更なる受入促進

障害児を受け入れるクラブについても、運営費に上乗せした補助を行っているが、増加が見込まれる発達障害児など、配慮を要する子どもの受入や対応を円滑にし、必要なすべてのクラブにおける障害児受入体制の強化を図る観点から、平成20年度予算（案）においては、市町村の責任の基に、適切な専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する方式に改めることとしている。

具体的な実施方法としては、

- ① 市町村において適切な指導員を直接雇用し、クラブに派遣する方法、
 - ② クラブが適切な指導員を雇用して、市町村がその費用を委託費として支出する方法、
 - ③ クラブが雇用した指導員について、市町村が一定の資質を有することを認めた上で、当該指導員に係る経費を補助する方法、
- などが考えられるところであるので、来年度からの円滑な事業実施に向け、適切な実施方法の検討をお願いしたい。

本改正内容に係る疑義についても、別冊資料2としてまとめているのでご活用いただきたい。

ウ. 放課後児童指導員等の資質向上について

平成20年度予算(案)には、すべての都道府県・指定都市・中核市で放課後児童指導員等への研修を実施していただく経費(放課後児童指導員等資質向上事業費)を盛り込んでいるが、来年度実施予定は、79都府県市(79.8%)〔単独実施等代替施策での実施予定が、19道府県市(19.2%)〕となっており、引き続き、人材の確保・養成及び資質の向上に前向きに取り組んでいただきたい。特に、研修内容に、クラブにおける障害児の受入れのための知識や技術を習得する内容も盛り込んでいただき、どのクラブでも障害児の受入れに適切に対応できるよう、市町村はもとより都道府県においても努めていただきたい。

また、本研修の実施に際して、講師の斡旋や、研修プログラムの提供、研修事例等の情報提供などのご要望・ご提案をいただいたところであり、地方自治体における円滑な実施が図られるよう、必要な支援を順次実施したいと考えているので、ご承知いただきたい。

エ. 利用できない児童(いわゆる待機児童)の把握も含めたニーズの適切な把握について

放課後児童クラブの利用に当たっては、例えば、公設民営のクラブにおいても直接クラブに利用申込をし、クラブが入所決定を行い、市町村は手続過程で関与していないケースもあるなど、市町村が地域における利用ニーズの全体像を把握しておらず、その結果、利用できない児童が発生するなどの課題も生じているところである。

このため、本年5月1日現在で行う予定の実施状況調査において、「利用できない児童」の定義の見直しを検討しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

2. 放課後児童クラブガイドラインについて

(1) 放課後児童ガイドラインの活用について

昨年10月に発出された放課後児童クラブガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、すべての放課後児童クラブの運営がより一層向上されることを目的に策定したものである。

このため、各地方自治体におかれては、本ガイドラインの内容を管内市町村や各クラブに十分周知いただくことに止まらず、

① 市町村及び各クラブが本ガイドラインを基に定期的にクラブの運営内容の確認・点検を行う、

② 地域の実情に応じた取組の促進のため、市町村等においてもできる限り地域性を考慮したガイドライン等の策定を行う

など、本ガイドラインを積極的に活用して利用者のニーズに十分対応した運営に向けて、具体的な取組に着手いただくことが重要と考える。

また、放課後児童クラブの運営については、これまでも各市町村において把握・確認いただき、必要に応じて助言や支援をいただいているところであるが、今般のガイドライン発出に伴い、本ガイドラインに沿った運営を行っているかどうかについて、改めて各市町村において調査等を実施し、運営改善の必要性の有無について把握されたい。

さらに、各クラブがガイドラインに沿った運営を行う、あるいは運営向上のために行うソフト・ハード両面での取組に対して、市町村及び都道府県において、積極的に支援を行うようお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるため、開所時間の前後において、受け入れ児童の指導内容等についての会議・打合せ等、学校関係機関等との連絡調整、お便りの作成や保護者からの提出物の確認の事務などについて、使用者の明示又は黙示の指揮命令下において指導員等が行う場合には、一般的には労働時間に該当するものと考えられるので、各クラブの運営者への周知方をお願いしたい。

(2) 放課後児童クラブの運営状況等の把握・情報提供について

全国の放課後児童クラブの運営状況について把握するため、厚生労働省でも、例年5月1日現在で行っている実施状況調査の中に、本年から、本ガイドラインの内容に係る項目の追加を行う予定である。調査内容が決まり次第、速やかに情報提供することとしているが、予め、把握方法や把握体制について準備方をお願いしたい。

また、規制改革会議の第2次答申においても、各クラブの運営内容がガイドラインの項目に適合しているかについて利用者がわかるよう、情報公開を行うことが必要とされていることから、各市町村においても、利用者の利便性を考慮した積極的な情報公開を行うよう周知いただきたい。

なお、(財)こども未来財団の運営する「i-子育てネット」(9.参照)において各放課後児童クラブの運営内容等に係る情報が掲載されているが、本年4月からはガイドラインに係る項目についても入力が可能となる予定であるので、活用されたい。

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成20年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の方針等については、「平成20年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」(雇児育発第0128002号平成20年1月28日付け育成環境課長通知)でお示しし、協議書を提出いただいているところであるが、現時点における協議状況は、別冊資料3のとおりである。

児童館及び児童センターの整備については、財務省が実施した平成19年度予算執行調査の調査結果等を踏まえ、平成20年度から、

- ① 市町村等が策定した次世代育成支援行動計画等に位置づけられた整備計画のみを対象とすること、
- ② 中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること(創設及び改築に限る。)、
- ③ 地域のニーズに応じた適切な開館時間の確保が図られていること、を交付対象の要件とするので、市町村等にも十分周知を行い、整備計画に適切に反映させるようご指導願いたい。

なお、本整備費の改正内容等に係る質問事項に対する回答についても、別冊資料2としてまとめたので、ご確認いただくとともに、管内市町村にも周知し、ご対応願いたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

児童館、児童センターについては、従来より地域の子どもの健全育成や子育て家庭への支援の拠点として、その活用が図られてきたところであるが、「放課後子どもプラン」の実施により、主に小学校内における学齢期の子どもの安全・安心な活動場所の設置促進が図られることに伴い、こうした取組との連携・調整を踏まえた更なる機能強化が求められている。

特に、児童館等には、事業を実施するための施設・設備が整っており、専門の職員が配置されるとともに、利用者について、子どもの年齢や保護者の就労の有無などにより限定していないことから、地域のすべての子どもと保護者に対する総合的な支援拠点として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な支援をお願いしたい。

ア. 地域子育て支援拠点事業の活用について

児童館等では、学齢期の子どもが来館する前の時間については、比較的、施設が弾力的に使用できるという利点があることから、本年度から、民営の児童館において、本時間等を活用した地域子育て支援拠点事業（児童館型）を実施いただくこととしている。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しいこと等により、事業創設年度の本年度においては、取組が思うように進んでいない状況にある。例えば、現行のプログラム（ベビーマッサージ、絵本の読み聞かせなど）の実施に時間が割かれ、ひろばの設置は物理的に困難であるなどの意見があることは承知しているが、この場合には、「ひろば」という場の確保をまず基本として、その地域の状況や利用者のニーズ・求めに応じて各種のプログラムを実施するなどの工夫を行うことで、取組が可能であると考えられる。事業の実施に当たっては、現場の児童館等職員と十分意思疎通を図り、利用者にとって真に必要なサービスは何かを的確に把握したうえで、積極的に取り組んでいただきたい。

また、児童館等としての特色を生かしながら、拠点事業に取り組んでいる事例などをまとめた活動事例集を本年度中に作成することとし、各地域における取組の情報提供を行う予定であるので、参考にされたい。

なお、公営の児童館等については、「ひろば型」、「センター型」の実施が可能であるので、各児童館の体制等に応じて積極的に実施いただき、乳幼児親子の交流の場、相談・情報交換の場の確保に努めていただきたい。

イ. 児童館等に関する第三者評価事業について

児童館等をはじめ、福祉サービスにおける取組の向上に当たっては、外部からの評価の実施が有効であることから、平成18年8月31日付けで、「児童館版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』について」（平成18年8月31日付雇児育発第0831001号、社援基発第0831001号）をお示ししたところである。

各地方自治体におかれては、管内の児童館等が、地域のニーズに沿った適切な事業運営が行われ、サービス内容のより一層の向上が図られるよう、本ガイドラインの活用について積極的に取り組んでいただきたい。

4. 児童育成事業推進等対策事業の活用について

(1) 平成20年度国庫補助協議について

本事業は、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当を補助するものであり、平成20年度の協議については、「平成20年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について（児童育成事業推進等対策事業）」（雇児育発第0118001号平成20年1月18日付け育成環境課長通知）により、協議書の提出をお願いしているところである（2月29日）。また、本通知とともに、協議に当たっての留意点等を示した事務連絡も送付しているので、内容をご確認のうえ、積極的な協議をお願いしたい。（別冊資料4）

(2) 取組事例集の作成等について

本事業については、特に市町村における次世代育成支援等の取組を一層促進することを目的とし、本年度中に、取組事例集（平成19年度版）を作成することとし、現在、作業を進めているところである。本事例集により、地方自治体における取組が促進されるとともに、他の自治体の取組を参考としてその地域の状況に応じた形態で実施し、またその実施内容を他の自治体が形を変え実施するといったように、自治体間の相乗効果を期待しているところである。完成後は、速やかにすべての地方自治体に送付することとしているので、本事例集を積極的にご活用いただきたい。

都道府県におかれては、協議通知等を踏まえ、子どもの健全育成や地域の子育て支援等に積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への周知徹底や事業調整を図っていただくよう、よろしくをお願いしたい。

5. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供することは、これから親となる中・高校生にとって、子どもや家庭の大切さを考える契機となるとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待されることから、「子ども・子育てプラン」においても、平成21年度までにすべての児童館等において実施することとされているところである。

厚生労働省では、これまでも、

- ① 市町村が児童館等を活用して、こうした取組を実施する際の経費の補助〔児童ふれあい交流促進事業：1市町村当たり年額 1,200千円〕
- ② 市町村における取組を支援するため、都道府県レベルでの協議会の設置や研修会の実施のための経費の補助〔児童ふれあい交流支援事業：1都道府県等当たり年額 1,000千円〕

を行い、支援に努めてきたところである。

平成20年度からは、参加する児童・生徒に関する学校との連携強化・協力体制の構築や適切な人材確保等が不可欠であることから、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤形成事業」と連携し、福祉部局と教育委員会が協力して、

- ① 市町村レベルにおいては、学校の間を活用した事業実施、児童館等を利用する乳幼児親子に対する事業への協力依頼、参加する児童・生徒への呼びかけなど、
 - ② 都道府県レベルにおいては、管内市町村の実施状況の把握、事業を実施する人材の確保・派遣、研修会の実施など、
- を共同で実施いただき、事業のより一層の推進を図ることとしているので、教育委員会と連携を図りつつ、協力して取り組んでいただきたい。（関連資料2（69頁））

6. 児童委員及び主任児童委員について

（1）児童委員及び主任児童委員の積極的な活用について

平成19年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、227、284人（うち主任児童委員20、957人）の方に委嘱がなされたところであり、一斉改選に当たり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げます。今回は、改選前を上回る委嘱がなされたが、依然として定数を下回っている市町村も見受けられる状況であり、地域の実情も勘案し、適任者の確保について一層の努力をお願いしたい。

また、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員が地域のこれらの問題への適切な関わりが求められているところである。

特に、全国的に対応件数が増加している児童虐待の防止を図る上で、大きな役割を果たすことが期待されている市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、平成17年度より「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的にご活用いただきたい。

なお、児童委員、主任児童委員の活動を地域住民にPRするリーフレット（名刺サイズ・平成17年配布「こんにちは民生委員・児童委員で

す 主任児童委員です」をリニューアル) を本年度中に制作し、市町村を通じて児童委員、主任児童委員の方々に1人100部程度の配布を予定しているため、貴管内の市町村への配布に際してのご協力方につき周知をお願いしたい。

(2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

しかしながら、一部の地方自治体においては、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。

これまでも全国厚生労働関係部局長会議（平成20年1月17日）や全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月2日）及び平成19年3月2日付通知でお願いしているところであるが、各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いしたい。（別冊資料5）

(3) 委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年、地方分権改革推進委員会において、民生委員・児童委員の委嘱手続きの簡素化及び迅速化について問題提起がされたところであり、簡略化のための方策について、現在検討しているところである。成案を得次第、別途お示しするが、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、民生委員・児童委員の方が死亡等により欠員が生じた際の欠員補充の手続きについて、極力その迅速化を図るよう努めていただきたい。

7. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、こうした取組のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努めていただきたい。

特に、ここ数年、子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などに

については、重点的な取組をお願いしたい。

また、昨年12月に、厚生労働省を含む関係省庁間で決定された、「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」において、「子どもの施設の安全全国一斉総点検」を行うこととされ、本年3月中に、児童福祉施設等についても、施設内に設置される遊具について一斉点検を行うこととされていることから、従来よりこうした取組を実施している地域組織と十分に連携を図り、迅速かつ積極的な実施をお願いしたい。なお、本一斉総点検に際して、地域組織の全国団体である全国地域活動連絡協議会（みらい子育てネット）に協力依頼がなされているので、申し添える。

8. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成19年9月25日～10月31日にかけて、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマに児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、4,252作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成20年度児童福祉週間の標語と決定した。

「つたわるよ めとめをあわせて はなしたら」
(与那嶺 暁さん 8歳(沖縄県)の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところで

あり、地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心
にまとめることとしている。なお、推薦に当たっては、貴管内市区町村
の取り組みからも幅広く選んでいただきたい。

9. 子育て支援関連情報の適切な提供について

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、
(財) こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育て
ネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラ
ブ情報の内容を見ると、

- ・ 詳細データが入力されていない、
- ・ 情報が更新されていない、
- ・ 新設の放課後児童クラブの情報が入力されていない

などの状況が見受けられるところである。インターネットによる最新情報
を提供する必要性は高いと考えており、特に本年4月からは、各放課後児
童クラブがガイドラインに沿った運営を実施しているかについての項目も
入力可能とする予定であるので、利用者に対する適切な情報提供ができる
よう、定期的な情報の更新にご配慮願いたい。

また、児童館における様々な取組事例や母親クラブの活動事例などの紹
介も掲載されているので、児童館運営等において参考にされたい。

10. 児童手当について

児童手当については、平成16年、平成18年及び平成19年とここ数
年制度改正が行われたところであり、各都道府県及び市町村の多大なるご
協力を賜り円滑に実施できたことを感謝いたしたい。

従来より、児童手当制度の周知を図っていただいているところであるが、
最近、児童手当の申請について、受給対象者が知らなかったことなどから
トラブルが発生している事象が見受けられるため、更なる周知の徹底をお
願いしたい。

なお、周知用リーフレットについては、先般、必要な部数の調査をした
ところであり、出来上がり次第送付するので活用をお願いしたい。

両事業の一本化に向けた議論

中間的な取りまとめ（抄）

平成19年11月16日
地方分権改革推進委員会

- 4 国民・住民本位の地方分権改革
(2) 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討
<その他の主な事項>

③ 子ども

〔放課後対策〕

放課後子どもプラン推進事業は、平成19年度に文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の国庫補助金交付要綱を一本化して創設された。しかしながら、文部科学省は主として小学生児童対象、最低実施日数の定めなしとなっている一方、厚生労働省事業はおおむね10歳未満児童対象、最低実施日数の定めありなど、両事業には所管省の違いに発した差異があることから、現場における円滑な事業実施に支障をきたし、地方自治体からは、「一本化」とはいえないとの意見が強い。

このため、国の所管省の縦割りによって現場に混乱が生ずることのないよう、両事業の統合も含めたさらなる一本化を早急に実施すべきである。

規制改革会議第2次答申（抄）

平成19年12月25日
規制改革会議決定

II 各重点分野における具体的な規制改革

1. 安心と豊かな実現

(2) 福祉、保育、介護分野

② 保育分野

ウ 様々な保育サービスの拡充

(エ) 「放課後子どもプラン」の見直し

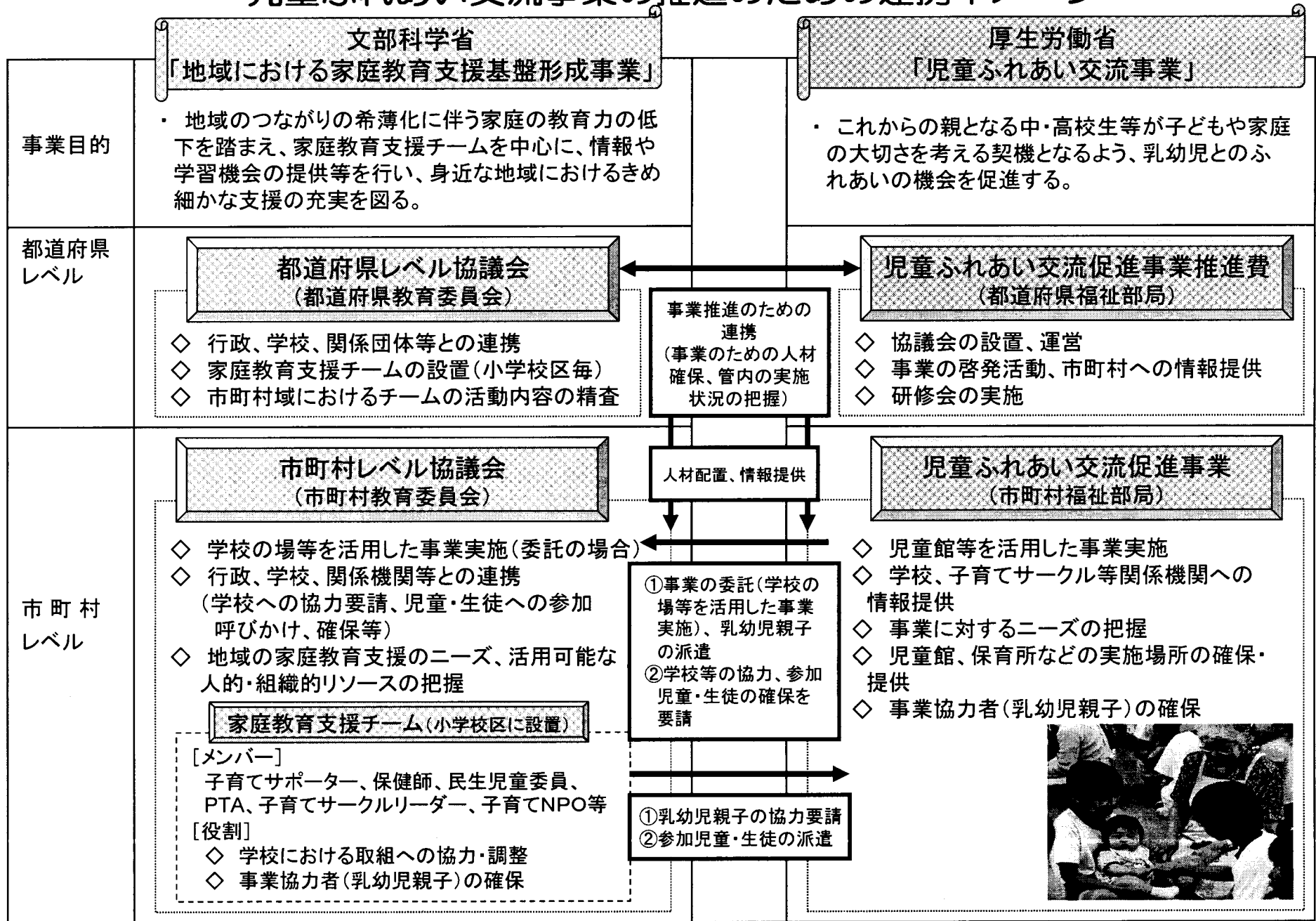
【問題意識】

平成19年度に開始された「放課後子どもプラン」は、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業とされているが、事業の実施主体である市町村からは、従来の両事業の対象児童の年齢や、保護者負担金、運営経費等の差異により、一体的運用がなされているはずの「放課後子どもプラン」に混乱が生じているとの意見もある。

【具体的施策】

「放課後子どもプラン」の開始から半年以上が経過したが、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業の調整役となるコーディネーターの配置が十分でないなど、プランによる効果はまだ発揮されていない。また、より効果的な事業の推進を計る観点から、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行うべきである。調査の実施にあたっては、自治体や運営側からの視点だけでなく、保護者・子ども自身等の利用者の声がしっかり反映されるような手法を取るべきである。

児童ふれあい交流事業の推進のための連携イメージ



(注) ①:教育委員会を中心とした協議会に事業を委託する場合 ②:福祉部局が教育委員会を中心とした協議会と連携して事業を実施する場合

(保育課 関係)

1 待機児童解消に向けた取組について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

待機児童解消のため待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成19年4月の待機児童数は、4年連続で減少し、約1万8千人となり、改善傾向にあるものの、依然として都市部を中心に多くの待機児童が存在している。

このため、「ワーク・ライフ・バランス憲章」の行動指針において初めて労使が合意して具体的に示された残業削減等の数値目標の達成や育児休業制度の拡充などを図るほか、保育サービスの質と量の充実に向けた「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしており、各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備のほか、家庭的保育事業や定員の弾力化等の施策を積極的に活用し、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成20年度予算案において、民間保育所の施設整備を進めるため、次世代育成支援対策施設整備交付金として137億円を計上するとともに、平成19年度補正予算において、保育所を含む児童福祉施設の耐震化対策等に係る経費として51億円を社会福祉施設等施設整備費補助金に計上しているところであり、これらにより、保育所の創設や増築等の整備が図られるよう、対応することとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成19年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えるが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

- ①特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表するとともに都道府県知事に提出すること。
- ②特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉

法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成20年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2 多様な保育サービスの推進について

一時保育や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成20年度予算案においても、「子ども・子育て応援プラン」に基づき計画的に実施すべき事業について重点化を図るとともに、以下のとおり事業内容の見直し（再編）や新規事業の実施に必要な予算を計上しているところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組みができるよう、特段の御配慮をお願いする。

(1) 病児・病後児保育事業の再編について

病児・病後児保育（自園型）及び「病児・病後児保育事業」（旧：乳幼児健康支援一時預かり事業）については、一体的に事業内容を見直し、病児・病後児保育全体の底上げを図ることとし、補助金の事業として整理再編を行ったところである。

これまでの自園型については、体調不良児対応型と整理し、自園の体調不良児への緊急対応のほか、実施保育所における児童全体の健康管理や地域の子育て家庭等に対する相談支援業務を行うことで、保育所における看護師の役割の充実を図ったものである。

一方、これまでのオープン型についても、病児対応型及び病後児対応

型と整理し、これら施設を利用する児童が安心して過ごせる環境を整えるため、事業担当保育士の充実を図り、あわせて補助単価の引上げを行うことで、内容の充実を図ったものである。

なお、本事業については、児童育成事業費補助金として実施することとしており、国・都道府県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ費用負担することとなるが、「地方交付税法等の一部を改正する法律案（平成20年度当初予算関連）」の成立を以て、これに伴う地方財政措置（都道府県分）についても、財政措置されることとなるので、特段の御配慮をいただきたい。

（2）家庭的保育事業について

家庭的保育者（保育ママ）に対する巡回指導や相談等の支援を行う専任職員（家庭的保育支援者）を新たに保育所の下に配置し、家庭的保育者に対する支援体制を充実させるとともに、損害賠償保険の加入に係る費用や家庭的保育者の処遇改善に要する費用等を算定し、補助単価を引き上げるために必要な経費を平成20年度予算案に計上しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市においては、管内市町村や保育所等が積極的な取組を図ることができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、昨年12月にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、家庭的保育の制度化について、平成20年度において実施すべき課題とされたことを受け、今通常国会に所要の法案を提出する準備を進めているところである。

（3）地域保育資源活用事業について

休日保育、時間外保育、病児・病後児保育に対応可能な地域の民間保育資源（事業所内保育施設）において、地域住民の児童を受け入れることで、保護者の多様な保育ニーズに対応するための地域保育資源活用事業を2ヵ年のモデル事業として実施することとした。

対象となる児童は、近隣に休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を実施する保育所がない等の理由により、当該保育の利用が困難な地域住民の児童（休日・時間外保育にあつては保育に欠ける子）とし、通常事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）についても、市町村における入所基準を満たしている場合には本事業の対象となる。

ただし、（財）21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の運営費を受給している間は、この限りでないので、ご留意願いたい。

3 認定こども園の実施状況等について

平成18年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定状況については、別紙のとおり平成19年8月1日現在で105件の認定があり、今後約2,000件の申請が見込まれているところである。

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」（平成19年4月6日雇児保発第0406002号）、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」（平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号）を発出しているところであり、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

また、地方分権改革推進委員会及び規制改革会議において、現場の実情を踏まえた運用改善に取り組むべきとされており、実態把握のため、年度内に調査の実施を予定しているため、その際はご協力をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているため、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供していただきたい。（別冊資料1）

（参考）

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org

4 保育所の規制緩和等について

(1) 規制改革会議・地方分権改革について

昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入や保育所の入所基準に係る見直しについては、様々な課題があることを考慮し、認定こども園の実施状況等を踏まえ、その可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討することとされ、これを尊重する旨の閣議決定もなされたところである。

答申では、そのほか保育士試験受験要件等の見直し、家庭的保育の活用促進や病児・病後児保育サービスの拡充なども盛り込まれたところ。これを受け、平成20年3月には、「規制改革推進のための3か年計画」が改定される予定である。

また、地方分権改革については、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめたことをはじめ、同年11月には「中間的なとりまとめ」を決定したところである。「中間的なとりまとめ」においては、認定こども園制度の運用改善、幼保一元化に向けた制度改革や保育所を含めた福祉施設の設置基準の見直しなどが取り上げられている。これらの項目については、平成20年春以降順次「勧告」が行われ、「地方分権改革推進計画」として閣議決定されることとなる。さらに、平成21年度内を目途に新分権一括法案の国会提出を目指すこととされている。
(別冊資料2、3)

(2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成18年度に引き続き、平成19年10月から11月にかけて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところであるが、依然として事業実施の要件が守られていない事例があったほか、食物アレルギーや体調不良児等への対応について弊害が生じていると言わざるを得ない状況があったことなどを踏まえ、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、「全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないため、再度評価すべき時期についての意見をまとめた」と決定されたところである。これを受け、平成20年度に再度評価等が行なわれることとなる。

保育所の給食については、施設内での自園調理が望ましいことに変わりはないが、仮に特区において外部搬入を実施する場合でも、「構造改革特別区域における公立保育所の給食の外部搬入方式の容認事業について」（平成16年3月29日雇児発第0329002号）の2の留意事項に掲げられた要件の遵守が図られるよう、周知徹底に努められたい。

なお、特区の評価過程において、「通知を根拠とする特区については、特例措置を全国展開するか、全国展開が容認できないのであれば、法規制の形で明確化するべき。」という意見が出されたことを踏まえ、当該特区を省令を根拠としたものとするため、現在児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の改正作業を行っているところである。

(3) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正においては、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運營業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年1月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしているが、一部の市町村において、選考基準や選考過程が不明確であるなど、手続きの透明性、公平性に問題があると思われる事例も見受けられるところであり、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図られたい。

5 保育所の入所について

都市部を中心にして待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児発第73号・児保第3号)により実施されているが、各地方公共団体においては、保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めて御配慮願いたい。

①定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

②定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

(見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。)

③定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

なお、規制改革会議の答申において、定員の弾力化の在り方についても検討することが指摘されている。その具体的な内容については、今後検討していくこととなるが、詳細が固まり次第、追ってお示しすることとなるので、ご留意願いたい。

(2) 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

- ① 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」(平成14年2月22日雇児保発第0222001号)において、

i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、

ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せて御了知方お願いする。

- ② 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の期間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

(3) 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

- ① 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切な御配慮を

お願いしたい。

- ② 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）においてお示ししておりであり、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所（私立認定保育所）の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししており、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

（４）保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである。

昨今、DV被害等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収に配意願いたい。

また、保育料の滞納については、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。保育料の納付については、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必

要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけ、更には、徴税担当部局等との連携のうえ、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい。

(5) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成20年1月10日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

6 保育所保育指針の改定について

平成18年12月から「保育所保育指針」改定に関する検討会を設置し、指針の告示化、養護と教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討を行い、昨年12月に報告書が取りまとめられたところである。

報告書においては、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護と教育）の充実、小学校との連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しが必要とされているところである。

現在、パブリックコメントを実施しているところであり、ご意見等を踏まえつつ、本年3月末に告示を公布し、併せて解説書を公表するとともに、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定する予定である。

施行については、平成21年4月を予定しているところであり、平成20年度において管内の市町村、保育所その他関係機関への積極的な周知をお願いしたい。（別冊資料4）

7 保育所等における事故防止等について

(1) 保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。
- ③ 送迎バス内で、熱射病で亡くなった。
- ④ O-157等の感染症に罹患して亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いします。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。
- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

特に、近年の公園等に設置された遊具での事故報告を踏まえ、保育所の遊具の安全確保のため、日常の点検と発見されたハザードに対する措置等をとるなど、万全を期されるよう指導方をお願いします。

また、このことのほか「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第12章健康・安全に関する留意事項」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

(2) 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要であり、平成19年度補正予算においても保育所等の耐震化対策に係る経費を計上し、この推進を図っているところである。全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は31.8%、保育所の耐震化率は56%に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じており、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は52.7%、私立保育所59.1%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。（別冊資料5）

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）」により補助対象とされていることから、これらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

（参考）住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）の概要

○補助対象事業

- （１）地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
- （２）住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業
（保育所を含む社会福祉施設全般も補助対象）

※ 耐震診断については、以下の地域に存する建築物を対象

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建物が2以上存在し、
- ② 概ね1ha以上の規模を有する地域

○補助率等

（１）補助率

地方公共団体が実施する場合 国：1／3、地方：2／3
地方公共団体以外が実施する場合 国：1／3、地方：1／3、所有者等：1／3

（２）補助額

実際にかかった費用の1／3（上限あり）

（３）認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成18年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が30%であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあると

ころである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しがないなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いする。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

(参考)

平成18年度末までの過去5年間における死亡事故件数（厚生労働省に報告があったものに限る）

- ・認可保育所 20件
- ・認可外保育施設 33件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

(母子保健課関係)

1 周産期医療体制の充実について

(1) NICU長期入院児の支援策について

① NICU長期入院児の状況把握等

地域における周産期医療体制の充実を図るため、従来から「周産期医療対策事業」を実施し、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）及びNICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）の整備をはじめ周産期医療体制の整備を進めているところである。当該NICU及びGCU（以下「NICU等」という。）には、一定程度の児童が長期間入院している状況にあるが、当該児童にとっては必ずしもNICU等での入院が適切でない場合もあること、また、NICU等の満床のため、妊婦、新生児の搬送の受け入れが困難である事例が一定程度存在することが、課題として指摘されている。

こうしたことから、先般、①NICU等に長期間入院している児童の状態等の把握、②NICU、GCU、小児科病床、重症心身障害児施設等の福祉施設の病床の充足状況等の現状の把握、③既存資源の活用、④不足する病床等の整備及び整備した病床等の活用を依頼する通知（※）を発出したところ。については、衛生（医療）主管部局、母子保健主管部局、民生（障害保健福祉）主管部局と十分な連携を図り適切に対応されたい。（別冊資料1）

また、同通知により、NICU長期入院児や既存資源の状況や不足する病床の整備計画についての情報提供を依頼しているが、4月以降早期に、厚生労働省においてヒアリングを実施することとしているので、特段の配慮をお願いする。

- (※)「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について」（平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、保険局長連名通知）
「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号厚生労働省医政局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、保険局医療課長連名通知）

② 20年度予算案について

20年度予算案において、NICUに長期入院している児童の状況に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、各都道府県にNICU入院児コーディネーターを配置し、現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療機関、福祉施設、在宅等）との連携・調整等を行う「NICU入院児支援事業」を「周産期医療対策事業」に追加するとともに、「健やかな妊娠・出産等サポート事業」において、周産期医療施設におけるNICUの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいNICU長期入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を内容とした地域の先駆的な取組に対して必要な経費の助成をすることとしているので、積極的に活用されたい。（別冊資料7）

（2）周産期医療ネットワークの充実等について

平成8年度より、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療を適切に提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を整備する周産期医療ネットワークの整備を進めている。

先般、各都道府県における周産期医療ネットワークの状況を把握するため、「周産期医療に係る実態調査」を実施したところであるが、その調査結果として、①総合周産期母子医療センターのうち、約7割のセンターにおいて、NICU病床利用率が90%を超えていたこと、②同センターの新生児及び母体搬送の受け入れが出来なかった主な理由として、「NICUが満床である」をあげていること、③NICU及びNICUの後方支援の充足状況に関して、一部の自治体において現状の把握ができていないことなどが明らかになった。

については、調査結果を踏まえつつ、現行の周産期医療ネットワークの点検・評価を行うとともに、更なる充実に向けた積極的な取組をお願いする。

また、周産期医療ネットワークが未だ整備されていない4県（山形県、奈良県、佐賀県、宮崎県）については、早急な整備に努めていただくとともに、整備されるまでの間、現行の体制の中で、妊産婦等に対する迅速かつ適切な医療の提供をお願いする。

（3）健やかな妊娠・出産等サポート事業について

産科医師の不足やNICUの満床による母体及び新生児の搬送受入れ困難事例など周産期医療における様々な問題が顕在化している中で、妊娠・出産の安心・安全の確保が重要な課題となっている。

このため、20年度予算案において、従来の「小児科・産科医療体制整備事業」に「安心・安全な妊娠・出産等支援体制整備事業」を追加するとともに、名称を「健やかな妊娠・出産等サポート事業」に変更したところである。

- ① 「小児科・産科医療体制整備事業」は、これまでと同様に、
 - ア 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組
 - イ 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等の医療資源の集約化・重点化に係る取組を実施するものとし、1都道府県あたり3年を限度に補助を行い、

- ② 「安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業」は、
 - ア 妊娠期における支援体制の充実に資する取組
妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築に資する取組
 - イ 出産期に係る周産期医療提供体制の確保に資する取組
周産期医療施設におけるNICUの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいNICU長期入院児を対象にした、在宅への移行支援及び継続した支援体制整備のための取組に係る先駆的な取組を実施するものについて、ア及びイの各々につき1都道府県あたり3年を限度に補助を行うものである。(別冊資料7)

各都道府県においては、本事業の実施について積極的な検討をお願いするとともに、事業の実施について、予算成立後、協議依頼を行うこととしているので御了知いただきたい。

2 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応不全、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

このため、平成20年度予算案において、都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施することとした。

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

のいずれも実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うものである。

また、併せて中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行うこととしている。

各都道府県におかれては、本事業の実施について積極的な検討をお願いするとともに、事業の実施予定について、予算成立後、協議依頼を行うこととしているので御了知いただきたい。（別冊資料3）

3 妊婦健康診査等について

(1) 妊婦健康診査への公費負担について

妊婦健康診査を含めた少子化対策について、平成19年度予算において地方財政措置を講じ、総額において拡充の措置がなされたことから、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な5回を基準として、公費負担を拡充していただくようお願いしたところである。

平成19年8月に各都道府県等を通じ、公費負担の取組状況について調査を実施したところ、全国平均は2.8回であり、未だ取組が不十分であったが、多くの市町村において、公費負担回数の増加もしくは増加に向けた検討がなされているとの状況であった。引き続き各市町村における公費負担の拡充に向けて管下市町村への助言、指導等をお願いする。また、各市町村における平成20年度の公費負担の取組状況について、3月中に調査を行う予定であるため、御協力いただきたい。

さらに、里帰り先でも妊婦健康診査の費用の公費助成が受けられるよう、一部の市町村で実施されている里帰り先での妊婦健康診査の費用を償還払いする取組など、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスの提供が図られるよう、市町村と連携した積極的な取組をお願いする。

(2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について

妊婦健康診査の受診の勧奨及び早期の妊娠届出の励行については、従来より、適切かつ効果的な健康診査及び保健指導の推進をお願いしているところであるが、平成19年12月に厚生労働省において、啓発用デザインを作成しホームページに掲載したところである。各自治体におかれても、広報誌・ホームページへの掲載やリーフレットの作成、各種窓口での配布など、普及啓発にご活用いただくとともに、積極的な取組が図られるよう管下市町村への指導をお願いする。

(別冊資料4)

○リーフレット掲載ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

4 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、20世紀中に達成しきれなかった妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題の拡大など、子どもと親の健康の課題について、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成20年2月現在で85団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

(1) 「健やか親子21」の指標などについて

平成17年の中間評価において、見直す必要があると指摘された5つの指標について、平成18年度の研究会で検討され、課題1の二つの指標「避妊法を正確に知っている18歳の割合」、「性感染症を正確に知っている高校生の割合」については、「性行動による性感染症等の身体的影響等について知識のある高校生の割合」という1つの指標にまとめ、高校生を対象とした性行動の身体的影響等についての知識・意識に関する調査を実施した上で目標を定めることとされた。

これを受け実施した厚生労働科学研究による調査の結果を踏まえ、新しい指標と目標を下記の通りとした。また、中間評価において未収集であった課題1の2つの指標についても調査結果が得られたので、これらの結果も参考として更に取り組みを進めていただきたい。

1-9 性行動による性感染症等の身体的影響等について知識のある高校生の割合

ベースライン値	目標
○ 性行動は相手の身体や心を傷つける可能性が高いと思う。 男子：63.9% 女子：68.6%	増加傾向
○ 自分の身体を大切にしている。 男子：66.6% 女子：73.9%	

1-6 薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合

策定時のベースライン値			中間評価値			目標
	急性中毒	依存症		急性中毒	依存症	100%
小学6年男子	53.3%	73.1%	小学6年男子	70.9%	87.1%	
小学6年女子	56.2%	78.0%	小学6年女子	77.1%	91.2%	
中学3年男子	62.3%	82.5%	中学3年男子	69.2%	84.6%	
中学3年女子	69.1%	90.6%	中学3年女子	74.8%	91.7%	
高校3年男子	70.9%	87.1%	高校3年男子	67.9%	78.6%	
高校3年女子	73.0%	94.0%	高校3年女子	73.5%	89.3%	
出典：平成12年度文部科学省「薬物に対する意識等調査」			出典：平成17年度文部科学省「薬物に対する意識等調査」			

1-11 外部機関と連携した薬物乱用防止教育等を実施している中学校、高校の割合

策定時のベースライン値			中間評価値			目標
	警察職員	麻薬取締官等		警察職員	麻薬取締官等	100%
中学校	33.8%	0.1%	中学校	77.3%	2.0%	
高等学校	32.7%	4.0%	高等学校	74.5%	6.4%	
出典：平成12年度文部科学省「薬物に対する意識等調査」			出典：平成17年度文部科学省「薬物に対する意識等調査」			

(2) 健やか親子21全国大会

今年度の全国大会は、「みんなで育む子どもの笑顔、元気に育て！地域の宝」をテーマに新潟県で開催された。来年度は、「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援（仮）」をテーマに、平成20年11月27日（木）～28日（金）に、福岡県（アクロス福岡）において開催される予定である。

(3) マタニティマークについて

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度は各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行えるよう、地方財政上の措置を行ったところである。平成19年8月に各都道府県を通じ調査したところ、取組を始めた自治体が増加していたが、未だ国民への周知が不十分であると指摘されている。国においても啓発に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた協力をお願いする。（別冊資料5）

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

(そ の 他)

平成20年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
4	第40回愛育班員全国大会	16	1	東京都	母子保健課
	こいのぼり掲揚式	21	1	厚生労働省	育成環境課
	児童相談所長研修(前期)	24 ~ 25	2	静岡県熱海市	総務課
5	児童福祉週間	5 ~ 11	7	-	育成環境課
	児童福祉週間中央行事(仮称)	6	1	東京都(上野公園)	育成環境課
	児童福祉文化賞表彰式	9	1	厚生労働省	育成環境課
	児童福祉文化賞発表会	10	1	東京都	育成環境課
	全国児童自立支援施設新任施設長研修(前期)	12 ~ 14	3	武蔵野学院・きぬ川学院	家庭福祉課
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	20 ~ 21	2	神戸市	総務課
	全国児童自立支援施設長会議	22 ~ 23	2	福島県	家庭福祉課
	保育所保育指針研修会	28 ~ 30	3	東京都	保育課
母子保健セミナー	29 ~ 30	2	東京都	母子保健課	
6	全国児童自立支援施設新任職員研修(1回目)	2 ~ 6	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	東日本Aブロック児童厚生員等基礎研修会	3 ~ 6	4	福島県郡山市	育成環境課
	地域虐待対応研修指導者養成研修(Aグループ)	3 ~ 6	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所保育指針研修会	4 ~ 6	3	大阪府	保育課
	全国児童家庭支援センター協議会実務者研修会	5 ~ 6	2	神奈川県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設新任職員研修(2回目)	9 ~ 13	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	地域母子保健(地域1)	12 ~ 13	2	東京都	母子保健課
	第6回思春期保健相談士学術研究大会	14	1	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設新任職員研修(3回目)	16 ~ 20	5	きぬ川学院	家庭福祉課
	西日本Bブロック児童厚生員等基礎研修会	17 ~ 20	4	熊本市	育成環境課
	第51回全国私立保育園研究大会	18 ~ 20	3	山形県	保育課
	第30回全国母子生活支援施設職員研修会	18 ~ 20	3	横浜市	家庭福祉課
	第30回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	21 ~ 22	2	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設新任職員研修(4回目)	23 ~ 27	5	きぬ川学院	家庭福祉課
	乳児保育担当者研修会	24 ~ 27	4	千葉県浦安市	保育課
	中国・四国・九州ブロック母親クラブ指導者研修会	26 ~ 27	2	福岡県北九州市	育成環境課
全国婦人保護施設長等研究協議会	未定	2	佐賀県	家庭福祉課	
先天性代謝異常症等検査技術者研修会	6月末~7月上旬	2	東京都	母子保健課	
全国児童相談所長会議	下旬	2	厚生労働省	総務課	
7	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	1 ~ 4	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第52回全国乳児院研修会	2 ~ 4	3	福井市	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設スーパーバイザー研修	7 ~ 11	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	障害児保育担当者研修会	8 ~ 11	4	千葉県浦安市	保育課
	第30回全国青年保育者会議	10 ~ 12	3	沖縄県	保育課
	第36回遺伝相談医師カウンセリングセミナー研修会(基礎コース)	10 ~ 13	4	東京都	母子保健課
	地域虐待対応研修指導者養成研修(Bグループ)	15 ~ 18	4	子どもの虹情報研修センター	総務課

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
7	地域母子保健（地域2）	24 ～ 25	2	東京都	母子保健課
	第55回思春期保健セミナー（コースⅠ）	25 ～ 27	3	大阪府	母子保健課
	全国児童自立支援施設学科指導関係職員研修	30 ～ 8/1	3	武蔵野学院	家庭福祉課
	大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修	29 ～ 30	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	近畿・中国・四国地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	29 ～ 8/1	4	香川県	保育課
8	第34回コメディカルのための遺伝カウンセリングセミナー（初級コース）	31 ～ 3	4	東京都	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	6 ～ 8	3	盛岡市	家庭福祉課
	第56回思春期保健セミナー（コースⅠ）	8 ～ 10	3	東京都	母子保健課
	第59回全日本少年野球大会	19 ～ 21	3	山口県	家庭福祉課
	北信越・東海地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	19 ～ 22	4	長野市	保育課
	第36回遺伝カウンセリングセミナー（実践コース）	21 ～ 24	4	東京都	母子保健課
	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	26 ～ 29	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
9	関東地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	2 ～ 5	4	群馬県	保育課
	全国婦人相談所及び婦人保護主管係長研修協議会	4 ～ 5	2	静岡県	家庭福祉課
	第8回思春期ピアカウンセリング・コーディネーター養成セミナー	6 ～ 7	2	東京都	母子保健課
	周産期医療研修会（医師コース：基礎編）	8 ～ 12	5	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設中堅職員研修	8 ～ 12	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	東日本Bブロック児童厚生員等基礎研修会	9 ～ 12	4	横浜市	育成環境課
	放課後子どもプラン指導者研修会	未定	2	未定	育成環境課
	全国児童家庭支援センター協議会	12 ～ 13	2	北海道	家庭福祉課
	第45回思春期保健セミナー（コースⅡ）	12 ～ 14	3	大阪府	母子保健課
	初任保育所長研修会	16 ～ 19	4	千葉県浦安市	保育課
	地域虐待対応アドバンス研修	18 ～ 19	2	秋田県	総務課
	北海道・東北・関東・甲信越ブロック母親クラブ指導員研修会	19 ～ 20	2	新潟県	育成環境課
	全国保育士養成セミナー・研究大会	24 ～ 26	3	函館市	保育課
	情緒障害児短期治療施設指導者研修	24 ～ 26	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	西日本Aブロック児童厚生員等基礎研修会	30 ～ 10/3	4	京都府田辺市	育成環境課
	放課後子どもプラン指導者研修会	未定	2	未定	育成環境課
養育費相談支援に関する全国研修会	中旬	2	高知県	家庭福祉課	
全国母子自立支援員研修会	中旬	2	高知県	家庭福祉課	
10	里親月間	1 ～ 31		—	家庭福祉課
	母子保健強化月間	1 ～ 31		—	母子保健課
	幼保連携研修会	2 ～ 4	3	東京都渋谷区	保育課
	第54回全国里親大会	5	1	静岡県	家庭福祉課
	全国母子寡婦福祉研修大会	5 ～ 6	2	京都府	家庭福祉課
	児童養護施設職員指導者研修	7 ～ 10	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国児童自立支援施設職員研修会	8 ～ 10	3	高知市	家庭福祉課
	第2ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	10	1	富山県	母子保健課
	東日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	14 ～ 17	4	東京都多摩市	育成環境課
	第52回全国母子生活支援施設研究大会	16 ～ 17	2	滋賀県	家庭福祉課
	第46回思春期保健セミナー（コースⅡ）	17 ～ 19	3	東京都	母子保健課

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
10	全国児童館長研修会	19	1	愛知県名古屋市	育成環境課
	第58回全国乳児院協議会	21～22	2	米子市	家庭福祉課
	児童相談所長研修（後期）	22～24	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東海・近畿・北陸ブロック母親クラブ指導者研修会	23～24	2	和歌山県	育成環境課
	保育を高める全国研修集会	23～24	2	東京都	保育課
	全国児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員研修	27～31	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	全国民生委員児童委員大会	29～30	2	兵庫県神戸市	育成環境課
	第1ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	31	1	千葉市	母子保健課
	第52回全国保育研究大会	30～11/1	3	広島市	保育課
	放課後子どもプラン指導者研修会	未定	2	未定	育成環境課
全国児童自立支援施設新任施設長研修（後期）	下旬		武蔵野学院、きぬ川学院	家庭福祉課	
11	家庭相談員中央研修会	上旬	3	資生堂湘南研修所	総務課
	母子保健強化月間	1～30		—	母子保健課
	児童虐待防止推進月間	1～30		—	総務課
	SIDS（乳幼児突然死症候群）強化月間	1～30		—	母子保健課
	子どもの虐待防止推進全国フォーラム	2～3	2	大津市	総務課
	西日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	4～7	4	大阪市	育成環境課
	地域組織活動指導者（母親クラブ）全国大会	6～7	2	栃木県宇都宮市	育成環境課
	第3ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	7	1	和歌山市	母子保健課
	周産期医療研修会（看護Aコース）	11～14	4	東京都	母子保健課
	北海道・東北地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	11～14	4	札幌市	保育課
	治療機関・施設専門研修	11～14	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	公開講座	14	1	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第8回月経随伴症状とマンスリーブクスセミナー	15～16	2	東京都	母子保健課
	第4ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	17	1	宮崎県	母子保健課
	第42回全国保育士会研究大会	17～18	2	東京都	保育課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	19～21	3	国立保健医療科学院	総務課
	第62回全国児童養護施設長研究協議会	19～21	3	高知市	家庭福祉課
	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	20～21	2	長崎県	家庭福祉課
	地域子育て支援センター担当者研修会	25～28	4	千葉県浦安市	保育課
	平成20年度健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	27～28	2	福岡県	母子保健課
地域虐待対応アドバンス研修	27～28	2	岐阜県	総務課	
全国婦人保護施設等指導員研究協議会	未定	2	大阪府	家庭福祉課	
全国自立援助ホーム連絡協議会	中旬	2	千葉県	家庭福祉課	
12	周産期医療研修会（看護Bコース）	2～5	4	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会	未定	2	未定	育成環境課
	地域虐待対応アドバンス研修	4～5	2	茨城県	総務課
	第54回思春期保健セミナー（コースⅢ）	5～7	3	大阪府	母子保健課
	里親対応関係機関職員研修	8～10	3	武蔵野学院	家庭福祉課
	事故予防研修会	10～12	3	東京都	保育課
	児童福祉施設指導者合同研修	17～19	3	子どもの虹情報研修センター	総務課

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
1	第55回思春期保健セミナー（コースⅢ）	9～11	3	千葉県	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会	未定	2	未定	育成環境課
	第33回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	10～11	2	大阪府	母子保健課
	全国児童相談所一時保護所指導者研修（第1グループ）	14～16	3	武蔵野学院	総務課
	全国児童養護施設中堅職員研修会	14～16	3	東京都	家庭福祉課
	地域虐待対応アドバンス研修	15～16	2	宮崎県	総務課
	保育所長ゼミナール	20～23	4	千葉県浦安市	保育課
	全国児童厚生員指導者養成研修会	26～30	5	未定	育成環境課
	乳児院職員指導者研修	27～30	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
全国厚生労働関係部（局）長会議	中旬	2	厚生労働省	官房総務課	
2	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	3～6	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	九州地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	3～6	4	福岡県	保育課
	全国児童相談所一時保護所指導者研修（第2グループ）	4～6	3	武蔵野学院	総務課
	情緒障害児短期治療施設指導者研修	4～6	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	母子栄養講座	4～6	3	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会	未定	2	未定	育成環境課
	第35回中高年女性保健セミナー	13～15	3	東京都	母子保健課
	思春期問題対応関係機関職員研修	16～18	3	武蔵野学院	家庭福祉課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	18～20	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	周産期医療研修会（医師コース：中級編）	19～20	2	東京都	母子保健課
	第9回思春期保健セミナー（上級コース）	20～22	3	千葉県	母子保健課
	地域母子保健（地域4）	26～27	2	東京都	母子保健課
	全国児童福祉主管課長会議	下旬	1	厚生労働省	総務課
第35回全国保育士研修会	未定		未定	保育課	
3	テーマ別研修（親への支援）	4～6	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会	未定	2	未定	育成環境課
	テーマ別研修（児童虐待に関する諸問題）	11～13	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国家庭福祉施策担当係長会議	中旬	1	厚生労働省	家庭福祉課
全国保育課関係事務担当者会議	中旬	1	厚生労働省	保育課	
	平成20年度児童福祉実態調査担当者全国打合せ会議	未定	1	厚生労働省	総務課
	東北・北海道ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	山形県	母子保健課
	関東・甲信越ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	千葉県	母子保健課
	東海・北陸・近畿ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	富山県	母子保健課
	中国・四国ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	愛媛県	母子保健課
	九州・沖縄ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	大分県	母子保健課
	地域母子保健（地域3）	未定	2	東京都	母子保健課
	第2回子どもの心の診療医研修会	未定	1	東京都	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（1回目）	未定		未定	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（2回目）	未定		未定	家庭福祉課